



特定非営利活動法人

日本システム監査人協会報

[特集] 研究会活動及び支部活動

システム監査事例研究会

No.1043 清瀬秀隆
No.1493 岩下秀樹

事例研究会は、個人会員のシステム監査に関する知識、技能を高め、「情報システムにまつわるリスクに対するコントロールを適切に整備・運用する」ことを実現するための実践的な活動を展開しています。当研究会は、1989年に約10人でスタートしました。2006年12月現在の登録人数は93人です。

当研究会の主な活動内容は次の3つです。

(1) システム監査サービス

一般企業や公共団体の皆様へ、手軽にシステム監査を体験していただくサービスです。被監査部門においては実費のみの費用負担で、当研究会のメンバーで監査チームを組成し、システム監査を実施するものです。これは、サービスに参加した事例研メンバーの研鑽を目的のひとつとしているため、監査報酬はいただかないというポリシーに基づいています。1991年8月に第1回目のサービス提供を開始してから、これまでに実施した監査サービスは合計28回で、業種は多岐にわたっています。実績は協会ホームページの「システム監査サービス」ページに一部掲載しています。

システム監査サービスは、監査やコンサルタントを業務として経験できない方にとっては特に、外部監査の経験を実際に積む事ができる貴重なチャンスです。今まで経験されたことの無い業種・業容の組織体に対して、システム監査でかかわることの楽しさと難しさを存分に体験できる、非常に貴重なものです。

監査チームは対象となった組織の規模、監査目的、監査対象に沿って5名から10名強で構成します。チームのメンバーには若手からベテランまでバランスよく投入が行われます。サービスの実施に当たっては、調査中、報告書作成、監査報告会の準備など、折々における徹底した検討とレビューを実施するなど、被監査部門に対して有益となる監査報告を作成するまでの様々な体験ができます。

このサービスで利用あるいは作成した資料や監査報告書などは、非監査部門の匿名性を確保し、了解を得たうえで、(2)に示すセミナーの教材として利用しています。

(2) セミナー

事例研究会では、システム監査を志す方の研鑽を目的として、システム監査に関心がある人を対象にした初級者向けの実践セミナー（2日間コース）と、本格的な実務セミナー（4日間

目次

特集：研究会活動及び支部活動

(1) 研究会特集

①システム監査事例研究会	1
②個人情報保護監査研究会	2
③システム監査基準研究会	3
④情報セキュリティ研究会	4
⑤法人部会（法人会員のご紹介）	6
・(株) システムシンク	
・コガソフトウェア(株)	
(2) 支部活動特集（その2）	
①中四国支部支部長交代挨拶	7
②近畿支部活動報告	7
③中部支部活動報告「第5回日中IT技術者交流会とIT産業調査」	9
(3) 月例研究会報告	
①第124回月例研究会報告 「FISCの安全対策基準とコンティンジェンシープラン策定手引書の改訂について」	15
②第126回月例研究会報告 「J-SOXの基準とITの位置づけ」	18
(4) 理事会議事録	
平成18年第10回議事録（11月開催）	21
平成18年第11回議事録（12月開催）	23
平成19年第1回議事録（1月開催）	25
(5) 公認システム監査人定例コラム	
情報処理技術者試験変更に関連して経営者育成・CIO育成について	28
(6) 第9回システム監査実務セミナー4日間コース受講者募集	30
(7) 年次総会案内（2月28日開催予定）	31
(8) 編集後記	32
(9) 訃報	32

コース)を行っています。これまでにセミナーに参加した人数はのべ412名です。

実践セミナーは19回の開催実績を持ち、予備調査から監査報告までの各工程についてロールプレイを用いた実践的な研修内容となっています。また、企業体からの要求に応じ、カリキュラムを一部カスタマイズした内容での出張開催も行ってきております。

実務セミナーは、実践セミナーでは講義による説明にとどめていた、監査依頼を受けた時点から監査計画の策定までの各工程についてロールプレイでの実践研修を強化したもので、本年3月の開催で9回の開催実績を持っています。

2007年2月には、実践・実務の両セミナーに加えて、新たに「内部統制セミナー」を開催します。このセミナーでは内部統制の構築方法に主眼を置くのではなく、構築された内部統制を「評価する」ことを実施・体験することにより、内部統制の構築ポイントを習得するというものです。上述の実践・実務セミナー同様、「ロールプレイング形式」を採用しており、使用する教材も事例研究会で行ったシステム監査実施実例をベースとしているため、架空の事例をベースとしたものよりも現実感にあふれた、より実践的な体験を得られるものとなっています。

これらのセミナーについては、システム監査サービスの結果を用いた実践的な教材作成を行い、セミナーの企画から運営まで、事例研究会で全てを行っています。教材作成においては、実際の監査事例を深く読み込み、教材として展開するまでの全てのプロセスに取り組むことで、監査人としての知見を深めることができます。また、講師として教える側に立つことにより、日常とは異なる別の視点からのコミュニケーション能力の向上が図れます。講師は、監査活動全体の手順や要点などをオリジナルの教材を使いながら懇切丁寧に指導します。特にロールプレイングにおいては、講師が非監査企業の社長や情報システム部の部長などの役を演じ、各セミナーのカリキュラムに応じた形で実践研修を行います。これらの体験を通じて、講師として参画した事例研メンバーにおいても自己研鑽ができる運営としています。

事例研究会では、実践、実務、内部統制の3つのセミナーをこれからも積極的に展開して行きます。

(3) 月例会

毎月第一水曜日を原則として月例会を開催し、システム監査サービスやセミナーなどの当研究会の活動に関する情報共有や企画に関する意見交換を行っています。毎月概ね約20名のメンバーの出席を得ています。

月例会は東京・大手町で開催しており、18:30開始-20:30終了を基本としています。終了時刻については、議題が多いときや議論が白熱したときなどは多少伸びることもありますが、21:00を過ぎることはありません。

現在の主な取り組みは、以下のとおりです。

- ・システム監査サービス(g社)の実施
- ・2月内部統制セミナーの企画・運営
- ・3月実務セミナーの企画・運営
- ・事例研究会ホームページ作成プロジェクト
- ・実践・実務・内部統制セミナーの実施に関する各種検討
- ・システム監査サービス実施問い合わせへの対応

これまでご紹介したように、事例研究会では、「システム監査サービス」や「各種セミナー」などの取り組みを通じて、より多くの方に「システム監査とはどのようなものであるか」を知っていただく機会を少しでも多く提供していきたいと考えています。

また、協会ホームページに事例研究会のページを設け、当研究会からの情報発信も積極的に取り組んでいく所存です。

事例研究会は、システム監査の実践と研鑽の場です。ご興味がありましたら、まずは月例会にご参加ください。連絡先は、下記のとおりです。

===お問い合わせ先===

氏名：吉田裕孝

Email：Hi.Yoshida@mitsui.com

=====

皆様のご参加をお待ち申し上げます。

今後の事例研究会に是非ご期待ください。

個人情報保護監査研究会

個人情報保護監査研究会 主査
No.9 蓮見 節夫

1. 活動の趣旨

1980年に国際機関である経済開発協力機構(OECD)でプライバシーガイドラインが採択され、1995年に欧州連合で「EU諸国と同等の十分なレベルの保護措置を講じない第三国への個人データ移転禁止」が決議されて以来、個人情報保護の流れは決定的になりました。

日本では、1999年に個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項がJIS Q 15001:1999として制定され、2003年個人情報保護に関する法律が成立しました。そして2006年、JISが改定されJIS Q 15001:2006になりました。

このように法整備は進みつつある一方、大規模な個人情報漏えい問題が多発しています。

流出情報の中には、機微情報や信用情報も含まれ、実際に、カード詐欺事件や振り込み詐欺事件などで悪用されるケースも発生しています。

個人情報保護法の立法の趣旨は、個人情報を利用する団体などで、個人情報保護を踏まえての個人情報の収集・利用・保管などのルールを定めたものです。法律では、事業者の義務などを定めています。しかし、こうした義務を果たして、個人情報の保護を達成するためには、組織内に、マネジメントシステムを確立し、具体的な形で、安全対策を実施する必要が出てきます。このような背景によりJIS Q 15001は、平成18年に改定され、装いを変えた個人情報保護マネジメントシステム要求事項として、こうした事業者のマネジメントシステムを確立するために必要な事項を規格として取りまとめてあります。

(財)日本情報処理開発協会のプライバシーマーク制度は、このJIS Q 15001マネジメントシステム要求事項を組織内において確立し実施していることを第三者の立場で認定するものです。第三者機関から「十分な個人情報保護水準を確保・維持する体制を確立している」ことを評価されることは、対外的信用、一般消費者からの信用という点で、多いに役立つものです。

当協会の個人情報保護監査研究会では、システム監査の応用編として、個人情報保護マネジメントシステムの一部を構成する個人情報保護監査を研究・実践を推進しています。当協会の多くの会員は、企業内のそれぞれの場で、個人情報保護マネジメントシステムの構築推進を実践しています。会員に必要な情報を提供するだけでなく、組織内において個人情報保護マネジメントシステムを確立したいと考えている、経営者の方、推進プロジェクト、個人情報保護管理者、監査責任者、これらを支援する人たちにとって、十分にお役に立つよう研鑽を行っています。

2. これまでの活動

平成18年において行ってきた活動は、次の通りです。

(1)「個人情報保護管理者／監査責任者の実務セミナー」開催

後援 (財)日本情報処理開発協会／(財)日本データ通信協会／(社)情報サービス産業協会／(社)日本情報システム・ユーザー協会／情報システムコントロール協会東京支部／(社)東京グラフィックサービス工業会／システム監査学会／上級システムアドミニストレータ連絡会

- ・ 9月2,3日 大阪開催 27名参加
 - ・ 10月7,8日 東京開催 28名参加
 - ・ 11月11,12日 富山開催 17名参加
- (2) 出版物「個人情報保護マネジメントシステム実践マニュアル」の出版
監修 NPO日本システム監査人協会
編著 個人情報保護監査研究会
発行 (株)工業調査会
- (3) 新JIS (JIS Q 15001:2006) 研究

3. 今後の活動

システム監査人の活動分野の一つとして、個人情報保護監査を担える人材の育成と、活動の場を確保すべく、研究と実践を推進します。

- (1) 出版物「個人情報保護マネジメントシステム実践マニュアル」の内容の深化・充実及び普及を図る
- (2) 個人情報保護管理者／監査責任者の育成セミナーを推進する
希望があれば、支部のある地域でも開催する
- (3) 推薦制度を利用して個人情報保護マネジメントシステム構築・運用を行う事業者の支援を行う
- (4) システム監査普及サービスを利用して、個人情報保護内部監査を行う事業者の支援を行うとともに個人情報保護監査人の育成を図る (事例研究会に依頼)
- (5) 個人情報保護に関する提案・提言の研究を行う

システム監査基準研究会

No.555 松枝 恵司

本研究会は、17年度は「情報システム監査実践マニュアル第2版」を出版しましたが、18年度は「SOX法とシステム監査基準」をテーマに活動しています。

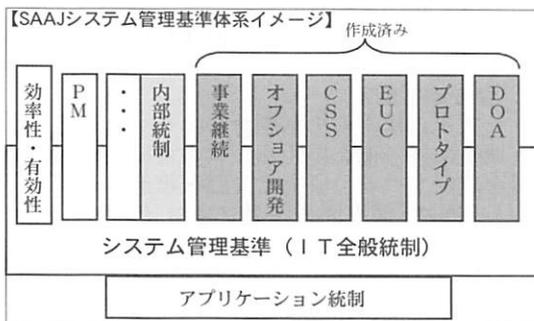
日本の内部統制におけるコントロール基準として、「システム監査基準」を活用していきよう整備していくことを目的としています。
《18年度の実績》

- ①「COBIT for Sox」および「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に対応する「システム管理基準とサブコントロール」の見直し作業を分担して行っています。
- ② ①の成果物のイメージとしては、「システム管理基準 (内部統制版)」、「内部統制基準活用ポイント (実践マニュアルへの追加)」です。

19年3月末を目標に現在作成中です。

《19年度の計画》

- ① 上記18年度の成果について、外部に対する積極的PR活動の実施
- ② 内部統制版以外も含めたSAAJシステム管理基準体系案(下図参照)を作成し、今後本研究会で進めてく全体像を検討する。



《20周年記念事業への参画》

本研究会の成果の発表や成果物の会員への配布等を考えています。

《定例研究会》

月1回18:30~協会事務所で開催しています。ご興味のある方は、遠慮なくご参加ください。問合せ先:松枝憲司 kmatsueda@nifty.com

情報セキュリティ監査研究会

No.148 木村 裕一

1. 研究会の概要

情報セキュリティ監査研究会は、情報セキュリティ監査基準・管理基準を情報セキュリティ監査の実践にいかに関与させるようにするかの利用方法の研究をしている。

毎月研究会を協会の事務局において開催して、平成18年は11回実施した。最近の研究会の概要を紹介する。

2. 平成18年研究会活動概要紹介

(1) 研究テーマ

- ① 情報セキュリティ監査基準の監査に関する情報・ノウハウの共有
- ② 情報セキュリティ監査基準を利用する「基準ツール」の充実を図る

(2) 活動内容

平成17年に情報セキュリティ管理基準項目の活用を図る検討の中で、「監査ツール」(「赤本」に掲載した「基準ツール」)などを検討し

た。18年はこの充実化及びコメントの見直しを行なうことを引き続きの課題にし、監査に関する情報・ノウハウの共有を図りながら上記の課題についてもう一步検討を進めた。

a) 方法

サブテーマとして、“監査を効果的に進めるため監査基準・管理基準をいかに利用するか、”を設定した。管理基準を監査対象にそのまま適用できない点もあり、この解決のためには“リスクを洗い出す方法”についての汎用化の検討が必要である。このことから、情報取扱いのフロー(*)に基づくリスクアセスメントの手法を検討することとし、まず“リスクを洗い出す方法”を直接の課題とした。

(*) = 業務フロー(オペレーションフロー、システムフロー、ワークフロー)など。なお他にインフラについても検討が必要である。

- ① 情報セキュリティの状況を監査するには、情報取扱いの実態を把握する方法が必要。

→ データ取り扱いの流れに着目する。

- ② これまで情報資産を静的に捉えていることに比べて、動的に捉える。
- ③ 監査 = ITの内部統制 を考える。
- ④ リスクをきちんと捉えているか。どこに、誰が関係するどのようなリスクがあるかを把握する。(JRMS、ISMSとの考え方の相違なども検討にに入れて考える)

b) 情報取扱いのフローに基づくリスクアセスメント

これはデータ取り扱いの流れに着目する方法で業務フロー(オペレーションフロー、システムフロー、ワークフロー)を重視し、それもとにリスク(脅威)の内容や状況(関係者、場所など)を明確に把握する。リスク(脅威)の可視化、検討漏れの防止、検討結果の共有などを狙いとする。

c) 目指す成果

上記の“リスクの洗い出しおよびその分析、監査ツールの利用”について、一般の方々(=監査人協会の所属の専門家でない、たとえばプライバシーマーク認定を目指したり、取得して運営している人々など)を意識した分かりやすい、使いやすい形をまとめる。

d) 監査手順の検討

- ①: 情報の流れから見た監査を実施する業務フロー作成
- ②: 情報の流れに則してリスクを的確に把握する。(リスク洗い出し → f)項参照)
- ③: どのような対策が必要か検討
- ④: 実際に対策していることを監査

e) アウトプット

情報取扱いのフローにおける“プロセスごとのリスク洗い出しシート”。

これと次を結びつけたものとする。

- i. (分野別) 業務フローからリスクの洗い出し方法(業務の例を参考に示す)
- ii. 洗い出したリスクをコメントとしてツールの”コメント”拡充
- iii. ツールの利用と活用方法の検討、活用促進

f) リスクの洗い出し方法

- 1) リスク(脅威)を ①物理的、②人的、組織的、③技術的、の原因および④流れを意識して考える。
- 2) リスク洗い出しの方法としては、作成例である表:「個人情報に関する媒体別・取扱プロセス(ライフサイクル)別の想定されるリスクと主な対策」を参考にして、各情報資産のリスクの洗い出しを分野別に分担して行う。(分担して作業中)

g) ツールの”コメント”の充実

コメント内容を展開するためのブレイクダウンを考え、次の対象を具体的に検討することにより管理基準の追加内容を検討し追加する。(今後の作業)

①対象

情報インフラ
ネットワーク構成
情報処理のライフサイクル
情報管理
観点: 取扱い内容/教育/監査/規程/文書管理/対外責任分界点/組織

②内容:

汎用的な監査の項目に利用できるとと思われる内容を、情報セキュリティ管理基準等をベースにした管理番号のサブコントロール、あるいはサブコントロールレベルのコメントとして、位置づける。

③実施方法:

- i) 監査項目とした観点を、管理基準に当てはめサブコントロール、あるいはコメントとして追加する。コメントの背景として考えられる前提、技術的内容についても、コメントのひとつとして同様に追加する(対象企業の固有情報は入れない)。
- ii) 管理基準のブレイクダウンができるものについては、(研究会で追加したものに更に)追加、補足することも可である。

(3) 現在の状況

残念ながら、18年度はこれらの事項 f) g) などの検討途中であり、まとまった成果はない。この具体的な検討は方法を次の(4)項として19年の活動とする。

(4) コメントの充実方法としての情報共有

- 1) コメント(詳細説明知識)を検討し充実させる手段として、Wikiサーバを立ち上げ、それを利用して情報を共有しながら進めることとしている。Wikiサーバ上にコメントを展開する共通的なツールを設け、これを検討環境とする。これは19年から進

める内容であるが、詳細説明知識(コメント)はまず(JISQ27001(*1)の付属書A)の管理策をベースに進めることとしており、この仕組みは5.項のとおり。

(*1) JISQ27001: 情報技術—セキュリティ技術—情報セキュリティマネジメントシステム—要求事項)

- 2) JISQ27001の付属書Aの管理策に関する詳細説明知識
付属書Aの管理策の実施に当たり、その解釈と考慮すべき次の点を知識として書き下す。
① 法律上の問題
② 契約上の問題
③ 技術的問題
④ その他
- 3) サーバ自体は1月から立ち上げ利用する。

3. 平成19年活動計画

(1) 活動計画

18年計画の延長になる研究テーマ:

- ① 情報セキュリティ監査基準の監査に関する情報・ノウハウの共有
- ② 情報セキュリティ監査基準を利用する「基準ツール」の充実を図る

の下で、『情報セキュリティ監査のためのリスクの洗い出しおよびその分析、監査における監査ツールの利用』の一般化、普及を考える。成果としては、「リスクの洗い出しおよびその分析、監査ツールの利用」について、一般の方々(=当協会に所属していないなど専門家でないの方々)を意識して分かりやすい、使いやすい形でまとめることにしたい。

(2) 展開方法(案)

検討したリスクの洗い出しによる結果をツールに展開する方法として、前述のとおりWikiサーバ(レンタル)にサイトを開設し、Wikiを情報共有ツールとして利用する。このツール上に展開させたJISQ27001(*1)を軸に、いくつかの業務分野に関するリスクの洗い出し結果を、方法と共に展開する。

- (3) データ処理の流れ(業務フロー)を重視したリスクの洗い出し及び分析方法
前記2(2)項の検討を引き続き行う。

なお、この研究の延長上で20周年記念行事に関してテーマを「リスクの洗い出しおよびその分析、監査ツールの利用」としてチャート式などによる手引書を纏めることを構想として持っている。

4. 研究会参加者の募集

上記の研究を通じて、情報セキュリティ監査について研究してみようという会員を募集します。

連絡は、木村裕一までお寄せください。

メールアドレス：ykimura@sec.jipdec.jp(2月から変更予定あり)

メール件名：SAAJ情報セキュリティ監査研究会—参加希望(あるいは“参加問い合わせ”)

5. (参考) Wiki サーバによる共有の仕組み

(1) 情報共有の仕組み

a) (Wikipediaと同じような) Wikiのサーバ Wikiとは：ウィキ (Wiki) あるいはウィキウィキ (WikiWiki) とは、Webブラウザを利用して Web サーバ上のハイパーテキスト文書を書き換えるシステムの一つで、ウィキウィキはハワイ語で「速い」を意味し、ウィキのページの作成更新の迅速なことを表している。ウィキでは通常、誰でも、ネットワーク上のどこからでも、文書の書き換えができるようになっているので、共同作業で文書を作成するのに向いている。

b) 特徴

ウィキはコラボレーションツールであるとも評される。ソフトウェアとしては、初めに登場したプログラムに改良を加え、或いはそれを参考にしたりして、現在では多くのウィキが出回っている。

(2) サーバの立ち上げ

a) 概要

クローン Wiki Pikiwiki(フリーソフト)を下記のレンタルサーバーに立ち上げる。
レンタルサーバー LaCoocan(ラクーカン)
<http://lacoocan.nifty.com/>
大容量 (2GB) ・ 価格 (473円/月) 高機能
レンタルサーバー
PHP5も使えるようになって、MediaWiki (メディアウィキ) も動かせるようになっている。

b) Pukiwikiとは

PukiWiki (プキウィキ) はPHPで動作するウィキクローンの一つである。yu-ji が結城浩の YukiWiki を PHP に移植することで最初に開発し、その後 PukiWiki Developers Team によって 1.4 系バージョンの開発が継続されている。日本国内では最も普及しているウィキクローンと見られている。

c) Wikipediaとは

ウィキペディアは自由に利用できる百科事典である。現在、ウィキペディア日本語版には約 302,217 本の記事があります。基本方針に賛同して頂けるなら、どなたでも記事を投稿したり編集したりすることが出来る。

法人部会会員紹介

株式会社システムシンク

1. 沿革及び企業概要

株式会社システムシンクは JR 飯田橋駅前に本社を置く、1986 年創業、社員数 120 名程の企業です。創業当初はシステム開発や運用を事業の中核に据えていましたが、最近では情報システムを中核とした様々なサービス提供にも力を注ぎ、お客様組織内で従業員の方を対象としたヘルプデスク運営、LAN 保守を始めとする各種フィールドサービスの提供、消費者の方を対象としたコールセンタ運営など、事業の多角化も進めています。

2. 事業方針

当社の特徴は、「システムのライフサイクル全般に亘り、派生する業務を含めてサポート体制を提供すること」にあります。事業領域に枠を設けず、お客様の様々なニーズにお応えして参りました結果、多くのエンドユーザ様と直接取引の機会を頂くに至りました。お客様の懐に飛び込んでサービスを展開することで、蓄積したノウハウを更なるサービス提供に還元する良い循環が作れたと自負しています。

3. システム監査に関する現状と今後の目標

当社のお客様は、昨今話題の J-SOX に直接影響を受ける企業が大半を占めます。お客様からの内部統制確立の要求は日増しに高まり、遅ればせながらシステム監査など品質向上策に取り組み始めた状況です。昨年 9 月に協会へ入会させて頂きました理由も、社内の品質向上の動きを加速させたいと考えたからにほかなりません。

お蔭様で、月例研究会で何うお話は従業員の意識改革に有効に機能しています。また、参加の機会を頂きました法人部会の活動は、当社の見識を格段に拡げて下さったと実感しています。

今後、現状取りこぼしておりますお客様からのシステム監査のニーズを、一日も早く取り込めるよう自助努力を重ねると共に、先輩諸氏のお力を拝借する形での協業も模索していければと考えております。

今後とも宜しくお願い致します。

コガソフトウェア株式会社

弊社は主に Linux および Java を用いたシステムの受託開発を行っています。システム開発を通じ、社会に貢献することを目指しています。

また、私達は感動して頂ける仕事をしたいと思っています。

私達の最終目標は感動です。

感動の方程式を掲げ、お客様はもちろん社員も感動する仕事を目指しています。

感動の方程式：感動＝目標（夢）＋探究＋努力＋貢献

社員の殆どは他業界からの中途入社であり、システム開発未経験者が大半ですが、資格取得を通じて知識力と人間力の向上を達成して良質の仕事を行っています。

近年では研究型開発に注力しており、産学協同で予防医療をテーマに活動しております。

また、株式会社Web Do!を新潟県長岡市の企業と設立し、Webによる公共システムを開発しています。

様々な公共システムをWebで実現するという、ユニークな試みを行っています。

弊社ではシステム監査サービスを行っておりませんが、システムの高度化や様々な法整備により今後ますますシステム監査が重要性を増すと考え、当協会に加入させていただきました。

まだまだ勉強する事ばかりですが、活動を通じて微力ながら社会に貢献できるよう、積極的に参加していきたいと考えております。

コガソフトウェア株式会社：

<http://www.kogasoftware.com>

株式会社Web Do!：

<http://www.web-do.jp/>

中四国支部長退任のご挨拶

仕事の関係で東京に行くことになり任期中ではありますが、中四国支部長を退任することとなりました。関係者の皆様には多大なご迷惑をおかけし申し訳ございません。また、お世話になった皆様、本当にありがとうございました。

仕事上で、多くのお客様の情報システム部門や経理部門等の責任者や担当者の方とお話させていただく機会がありましたが、J-SOX関連の相談が増えています。中四国においても是非この機会を逃さず、システム監査の認知度の向上や普及促進に活動していただければと思います。私は、東京において、東京本部の会員として、いちからやり直す所存です。これからもよろしく願いいたします。

高田 裕史

中四国支部長就任のご挨拶

こちら中四国でも、内部統制の構築支援だとかシステムの統制評価など、J-SOX関連の相談が増えてきました。「財務報告に係わる部分だけではないか」とか、「上場企業に限った話ではないか」と大した話ではないように思われている方もいらっしゃると思いますが、「法定でシステム監査をやらなければならなくなった」と都合良く解釈してもよいのではないのでしょうか。地方にも上場企業はありますし。

これまで、地方でシステム監査が行われていると言えば、金融機関だとか、大手の情報センターなどごくわずかの組織に限られていました。特に外部からその支援を受けるといふことなど本当にめずらしい話でした。

支部のシステム監査人の方々がこのチャンスをうまく捕らえられるように、情報交換や研鑽の場を提供できたらと思っています。

溝下 博

近畿支部活動報告

近畿支部長 吉田 博一

近畿支部では、現在、次の2つの研究会を中心に活動しています。

1. 定例研究会活動

隔月（奇数月）第3金曜日に開催し、主に支部会員が持ち回りで講師を行っています。

2. システム監査勉強会

本部月例研究会のビデオによる勉強会で、定例研究会の開催されない月（偶数月）の第3土曜日に開催しています。

その他、次のセミナー活動も行っています。

(1) システム監査基礎セミナー

システム監査の普及・啓蒙のためのセミナーを年2回開催しています。

(2) 個人情報保護管理者／監査責任者の実務セミナー

本年8月に行いました。

(3) 5支部合同研究会（近畿・中部・北信越・中四国支部・九州支部）

幹事支部に協力して、支部間のネットワークを拡げるイベントとしています。

(4) システム監査実践セミナー

本年は、セミナー自身は開催せず、実践セミナー教材作成プロジェクトを立ち上げ、

実際のセミナーに活用していくことも検討しています。

近畿支部第98回定例研究会報告

No.358 福徳 泰司

開催日：2006年9月15日(金)

場所：国際カンファレンスプラザ 17F (大阪本町)

テーマ：「製造業におけるエネルギー管理・リサイクル・廃棄処理関連の課題」
(コンプライアンスと監査の立場から)

講師：田淵 隆明氏 (当協会員)
(株)サンモアテック (サントリー・グループ会社) 品質管理室課長

出席者：20名

感想：

案内メールが来たとき、普段の仕事と関係ない(私の所属企業はSI企業です)と思ったので正直言って欠席するつもりでした。しかし、資料が事前に公開され、その内容に興味を湧いたため出席しました。

講師の田淵氏の発表内容は、期待を完全に上回り、知的興奮の連続でした。田淵氏はこの分野の法令や実務を驚くほど広範囲に把握されており、環境問題をわかりやすく、幅広く、そして、会計やシステム監査にも関係する部分にも言及して説明されました。特に驚かされたのは、牛のゲップ(あくび)が環境問題として深刻な問題になっているということでした。

田淵氏の結語は、①環境関連の法令の改正頻度が高く、発布から施行までの期間が短い上、法令も細かくなってきているので、知らない間に違法行為を犯さないよう気をつけなければならない、②環境問題はリスクやコストの問題としてのみ取り扱うのではなく、利益貢献できる面(不要物は廃棄物でなく経営資源)を検討して活用して欲しい、ということでした。

京都議定書では、締結各国に2008年から温室効果ガスの排出権が与えられ、それは国内業者に分配されますが、業者は排出超過分について排出権の購入義務が課せられるとのことですが、それだけでなく、既にEUでは輸入停止となる重金属規制があり、大きな経営課題となっているようです。

(講師注：日本でも、資源有効利用促進法の元に「日本版RoHS指令」と言われるJmossという制度が、2006/07/01より施行されています。廃棄物に関しても、この規制物質について

はWDSシートに記載することが義務付けられています。)

たとえば、ゲーム機を製造販売している企業が、ゲーム機の黄色い操作ボタンに含まれる、ごく微量のカドミニウムのために、ゲーム機自体の輸入が停止となってしまった、などなど。

なお、化学廃棄物は特に厳重な管理が要求されており、本年7月1日よりWDS制度による規制強化が図られ、「不要物も商品と同じレベルの管理」=コードを付ける、属性情報、管理の注意事項などを容器1つ1つに添付するなどが必要だとされています。

システム監査と関連付けるなら、たとえば、廃棄物・不要物のためのマスタがあってWDS準拠となっているか、工程管理システムに廃棄物発生に対応した処理が考慮されているか、など、製造業での環境関連のシステム監査項目追加が必要になる、といったことでしょうか。

遠いようで身近な内容であり、いかに自分が狭い範囲の知識の中で過ごしているのかが分かった講義でした。最後になりましたが、わずか2時間足らずの間に、環境問題について多くの整理された知識を与えていただいた田淵様、本当にありがとうございました。

中部支部活動報告
 第五回日中IT技術者交流会とIT産業調査
 (2006 in 北京&天津)



曙光情報産業有限公司のみなさんとの懇親会

中部支部では、2003年から継続的に交流を続けている中国科学院計算技術研究所との第五回目の交流会として、11月2日から5日の4日間で中国北京・天津を訪ねました。今回の訪問は中部支部が8月にグレーター・ナゴヤ・イニシアティブ・センター (GNIC) と共催した「中国ITリーダー企業招へい事業」に引き続いて実施したもので、SAAJ会員7名の他、このイベントと一緒に実施した岐阜県、ソフトピアジャパンの方々も参加され、総勢10名の旅となりました。また、8月のイベントで新たにお会いした中国IT企業も訪れるなど、今回はこれまでの交流をさらに拡大させることができました。

このような活動を通して、地域でのIT産業の振興と、システム監査の国際的な普及に貢献していきたいと考えています。

以下で今回の実施内容についてご報告いたします。

Ⅰ. 全体スケジュール

<11月2日(木)>

出国、北京に移動

15:45～18:00

曙光情報産業有限公司 訪問

(中国最大手PC、サーバ開発国策メーカー)

<11月3日(金)>

9:45～11:30

北京索浪計算機有限公司 訪問

(北京の大手ソフト会社、日本のソランの系列)

13:30～18:00

中国科学院計算技術研究所との交流会 (中国の科学技術を統括する機関)

「中国科学院計算技術研究所研究内容の紹介」

「システム管理基準 (for オフショア開発) 課題」(山田 隆 氏)

「内部統制システム—会社法と金融商品取引法」(藤谷 護人 氏)

「情報漏えい対策とは」(堤 薫 氏、ウィリアム・ウー 氏)

<11月4日(土)>

天津に移動

12:00～13:00

天津太平洋汽車部件有限公司

(天津市空港開発区) 訪問

(日本の会社の進出例)

15:00～16:00

天津索浪数字軟件技術有限公司 訪問 (日本アニメ製作会社との連携、学院)

16:30～18:00

天津雷智信息技術有限公司 訪問 (オフショア開発会社、日本にも2事務所)

<11月5日(日)>

北京空港に移動、帰国

Ⅱ. 個別イベント概要

1. 曙光サーバに白酒で「乾杯！」

中部支部 No.808 若原 達朗

北京の空港からホテルへ到着し、チェックインしてから20分後にロビー集合という慌しいスケジュールで、今回の第一の訪問先である「曙光情報産業有限公司」へ向かいました。

「曙光情報産業有限公司」は中国のサーバ市場の約25%を押さえる中国最大手のPC、サーバ国産企業で、その歴軍総裁は、8月に中部支部がグレーター・ナゴヤ・イニシアティブ・センター (GNIC) と共催した「中国ITリーダー企業招へい事業」で日本を訪問されており、それ以来の交流です。今回の訪問には8月のイベントと一緒に実施した岐阜県とソフトピアジャパンの方も参加されており、交流の拡大といった側面もありました。

訪問した曙光情報産業有限公司のオフィスは、中庭が四方を建物に囲まれた構造で、入口には「歓迎日本監査人協会」の看板が、通された会議室には同じく垂れ幕があり、とてもうれしく感じました。会議室では曙光のサーバのこれまでの発展についてプレゼンテーションいただき、さらに開発したサーバルームを見学させていただきました。その場で、説明して下さった技術者の方に質問の機会が与えられると、日本側参加者からは次々と質問が飛び出

し、全く終わる気配がなく、自分達のことながら、参加者の興味と知識に「さすが」と感心させられました。また、GNICが名古屋圏への国際的な企業誘致を目的とした組織であることから、今回も日本側から改めてGNICとソフトピアジャパンの紹介もありました。私達も今回の訪問が交流の拡大だけでなく、地域のIT産業振興に少しでも寄与するものになれば、と願っています。

尽きない質問と討論を打ち切って、夕食は曙光信息产业有限公司から北京ダックで有名な「全聚徳」にご招待いただきました。歴軍総裁をはじめとする中国側の皆さんと大きなテーブルを囲み、白酒で「乾杯!」。中国側、日本側、代わる代わる立ち上がっては、「友好に乾杯!」、「中国人、日本人、老朋友!」などと繰り返すうちに、すっかり酔いが回ってしまいましたが、とても楽しい時間を過ごすことができました。もちろん北京ダックもおいしくいただきました。曙光信息产业有限公司の皆様、本当にありがとうございました。



曙光信息产业有限公司にて

2. 北京ソラン発展の予感

中部支部 No.808 若原 達朗

2日目の11月3日の午前の予定は、北京でオフショア開発を行っている「北京索浪計算機有限公司」(北京ソラン株式会社)の訪問です。前夜あれだけ痛飲したにもかかわらず、予定の9時には全員がホテルロビーに集合しました。この後も2日目、3日目で中国側の皆様に毎晩ご歓待いただき(本当にありがとうございました)、強いお酒をたくさんごちそうになったにもかかわらず、翌日はケロリと集合時間に集まる日本側参加者に、年少(?)参加者としてビジネスマンのあり方を学ぶことができたような気がします。

さて、ホテルからタクシーで30分強、北京ソランに到着です。曹副社長、李事業部長、青木部長に出迎えていただきました。北京ソランは、日本のIT企業ソラン株式会社と中国の北京工業大学、北京市国際経済貿易研究所が出資して日本に設立した「ソラン北京株式会社」の中国子会社で、北京工業大学から優秀な人材を採用している、ということでした。実際、曹副社長、李事業部長はこの大学の先輩、後輩の間柄、ということで、中国での大学、研究機関と産業界とがうまく連携しているようです。また、曹副社長、李事業部長とも日本で働いた経験をお持ち、青木部長はソランからいらっしやっているということで、日本語は全く問題なく、さらに社内でもメールは日本語など、日本との人材交流もうまくいっている様子が伺えました。

セキュリティにも相当気をつけていらっしやる様子で、入口は顔認証のICカードが導入されていました。このあたり、オフショア開発を進めるために避けて通れないもののように感じました。また、北京ソランの社員の離職率は低い、との説明にその理由をお聞きしたところ、給与面の他に、会社の発展と社員の能力向上のベクトルを合わせるよう心掛けている、といった回答をいただき、自分達はどうか、と反省させられました。具体的には日本へ派遣する制度や、最新の技術を使った仕事にアサインするなどの他、忘年会や社員旅行などを挙げられていたのが印象的でした。

今後は中国国内のIT市場で上流工程も手掛けたい、と熱心にお話され、そのための開発標準なども整備されている様子から、今後さらに発展していくように感じました。私達も負けないう頑張りしたいと思います。



北京ソランにて

3. 中国科学院計算技術研究所との交流会

中部支部 No.6037 大野 淳一

研究所からは研究内容についてのプレゼン、SAAJからは今回の交流会の主目的であるオフショア開発におけるシステム管理基準のプレゼンを行い、それぞれについて意見交換を行った。また、日本の法制度にまつわる最近の動向、情報漏えいに関する最新のソリューションについての情報を提供した。

(1) 中国科学院計算技術研究所の研究内容の紹介

研究所1Fフロアでの研究概要の説明を受けた後、会議室に移動。次の3つのテーマについて、それぞれの研究者から発表があった。

- ・ A Solution to Implement Business Application
How to deal with Legacy System
(COBOLからJavaへの変換ツールの研究)
- ・ Blue whale Network Storage System
(ネットワークストレージシステムの研究)
- ・ Media Computing Technology
(CGの顔の表情の変化、手話ソフト等の研究)

(2) システム管理基準 (for オフショア開発) 課題 (山田 隆 氏)

山田氏から、基準の適用対象としての受注側又は発注側の明記、全文の中国語訳(日中対訳)付加等、昨年の上海での交流会発表内容からの改善点について発表。さらに国際取引への基準活用の有効性について説明し意見交換を行った。主な意見等は以下のとおり。

< SAAJ 側 >

- ・ 考えたり、議論したりするベースとして管理基準を使ってほしい。まずは基準を実際に使ってみて、その結果を情報としてフィードバックしていただきたい。
- ・ システム監査は、企画から運用にいたる各段階で実施することが特長であり、それにより未然にトラブルを防ぐことができる。
- ・ オフショアだけでなく国内向けにビジネスを展開する場合にもシステム管理基準は有効。中国のソフトハウスが直接日本側のシステムを受注する例も出てきた。

< 研究所側 >

研究所側からは、技術面、応用面、実務面からの具体的な意見、提案が出された。

◇技術面

- ・ 基準は、幅広い観点で書かれており優れているが、項目に優先順位を付けることが必要である。それぞれの企業、プロジェクトのニーズに応じて、簡単なものから複雑なものへと基準を分類してはどう

か。ニーズに応じて選択できるようになれば、活用できるようになる。

◇応用面

- ・ 完璧な基準をつくっても、それを日本の企業等が無視をしては意味がない。日本でこの基準を使ってくれるところがあれば中国政府が力を入れても普及しない。
- ・ SAAJ、中国科学院計算技術研究所それぞれの影響力で、民間レベルで多く使われるようにし、それを国レベルに提案していくのがよい。

◇実務面

- ・ 会議の中で討論するだけでは進展は難しい。双方で研究チームの窓口設置、セミナー開催、企業への呼びかけなどを行い、取り組みのスピードアップを図る必要がある。

< その他 >

- ・ 中国にはシステム監査の制度はないが、例えば北京では著作権登録のためにソフトウェアに関する監査を受けることになっている。著作権登録や売上他の要件を満たすとソフトウェア企業として認められ、免税等の優遇措置を受けられる。
- ・ オフショアに対応できる技術者の育成について、どのレベルを目標とすればよいかとの質問が出された。それに対して、中国の地でビジネスができる人材を育成するという目標で中国ビジネス学科を立ち上げようとしている大学の取り組み、並びに人材のスキルに関するガイドライン等について紹介した。

(3) 内部統制システム—会社法と金融商品取引法 (藤谷 護人 氏)

日本では、相次ぐ企業の不正が社会問題となり、従来のコーポレートガバナンスでは不十分とされ、内部統制の整備が会社法、金融商品取引法の成立により義務化された。

企業経営は、利益の最大化を目的とする営業活動と内部統制に分けられるが、これらはアクセルとブレーキの關係に相当する。内部統制(ブレーキ)をうまく機能させるには、業務プロセスの可視化、管理基準(ルール)の策定が重要である。

(4) 情報漏えい対策とは

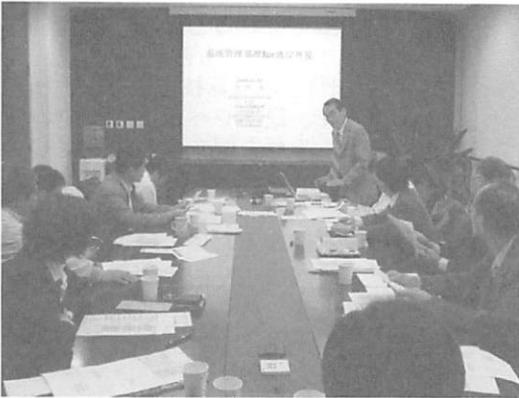
(堤 薫 氏、ウィリアム・ウー 氏)

個人情報や企業情報の漏えい対策に有効なツールの紹介。リムーバルメディア、電子メール、プリントアウト、アプリケーション等の監視や動作制限を行うソフトウェアについて説明した。

(5) 懇親会

ファン院長の招待により、モンゴルの遊牧民の家屋であるバオの中で、モンゴル料理を頂い

た。伝統楽器の伴奏によるモンゴルの歌、踊りを鑑賞しながら、全員が順にモンゴル式でお酒を飲み干した。ファン院長の心配りがとても印象深い懇親会であった。



中国科学院計算技術研究所との交流会

4. 「情報漏えいシステム」の概要

中部支部 No.678 堤 薫

最近の欧米、日本においてセキュリティ上の問題で原因が以前は外部犯行が主流であったが、最近では内部の犯行の割合が80%を越える状況になっている。ファイアウォールやウイルス対策ソフト導入が一段落した今、スパイウェア等への対策は残るが、早急に対応すべき報漏洩防止のためのツールに注目が集まっている。

日本においてもこの状況に対応した各種の報漏洩防止のツールが生まれている。ただ、これらを導入するには多くの投資が必要でなかなか導入が進んでいないのが現実であった。これは日本だけに限らず、中国でも同様な状況だと考えて、一般の製品に比較して桁違いにて価格上の難点を克服した製品を今回の交流会で解説しようとした。

中国アフリカ協力フォーラム北京サミットと日程がバッティングした。徹底した交通規制が実施されたため、移動時間に大きな狂いが生じてしまった。そのため、中国科学院計算技術研究所との交流会での、20分程度を予定していた本件の紹介が5分程度に短縮を余儀なくされ、充分に伝わったか心配があるのでこのものを紙上で再現を試みたい。

発表方式は英語のスライドのもの(中国側の大半がこれで理解できると想定)を表示し日本語で説明して、これを日本側参加者のウィリアム・ウー氏が中国語に翻訳するというものであった。発表内容は次の通りである。

本製品の機能概要はつぎの通りである。

- (1) リムーバブルメディア監理(USBメモリ等)
- (2) 電子メール・HTTP/FTP 転送監理(添付ファイル等)

- (3) プリントアウト監理
- (4) アプリケーション・ウィンドウタイトル監理
- (5) PC-LOCK機能・プリントスクリーン禁止

本製品の特長の特徴は次の通りである。

- (1) 必要な機能をほぼ網羅している(他社製品に比較して優位)。
- (2) 他社製品が監査機能と禁止機能のどちらかが主体になっているが、本製品は両方の機能を満遍なく網羅している。
- (3) 価格面で非常にインパクトのある設定がされている。
- (4) 手離れが良い構造になっている。

懇親会で複数の方との会話で、こういったシステムが早晩かならず必要となるということと一致した。先回のRFIDの活用も含め、工業権などクリアしなければならない課題は非常に多い。この現実を踏まえつつも、小職のことを You are my friend of Friends と好意を示していただいたファン所長はじめ、関連者の方々の協力を得ながら、日中のビジネススペースの話に進展できるように努力を傾注したい。



広大な天津空港開発区の景色

5. 天津に移動し企業を視察

中部支部 No.1224 石井 成美

北京のホテルから天津へ移動し、最初に天津市空港開発区にある天津太平洋汽車部件有限公司を訪問しました。地平線が見えるほど広大な開発区に驚きながら、強風による砂埃を避けるように建屋に入り、村上総経理からの説明と稼働前の工場を見させて頂きました。北京のホテルからの移動に時間が掛かり、駆け足での訪問となってしまいましたが、日本企業の進出例としてのご苦労などをお聞きすることが出来ました。

その後、天津市空港開発区に隣接するゴルフ場の中にあるレストランで、昼食として韓国料理を食べましたが、本場の辛さに舌鼓を打つ者

や、毛穴が開いて汗を吹き出す者など、私は大変美味しかったのですが、喉をやや痛めてしまいました。

次に、日本のアニメ製作会社と連携し、中国発のアニメ製作を目指すために、天津索浪と中国の南開大学とが連携して立ち上げた天津索浪数字軟件技術有限公司を訪問しました。私たちにはアニメ製作に関する知識がなく、新鮮に感じのお話ばかりでしたが、どうしても自分たちが理解出来るシステム開発やシステム監査に例えて話を聞こうとする余りに、白熱した質問も飛び出し、有意義なひと時を過ごす事が出来ました。

そして、日も暗くなる中、今回も中国側との橋渡しやコーディネートにご尽力を頂いた弓長瑩社長のオフィスである天津雷智信息技术公司にて、技術者社員の皆さんとオフショア開発のためのシステム管理基準について意見交換を行いました。実際に中国側にてオフショア開発をしている技術者の方々から意見や感想を聞くことが出来たことは、今後の管理基準の改訂に役立つものであると感じました。

中国での最後の行事を終えた夜、弓長瑩社長招待による美味しい料理と天津甘栗を堪能しながら、五つ星の豪華なホテルにチェックインした後、今回の訪中メンバー達は名残を惜しむように、親交を深める事が出来ました。

今回の訪中には、私より先輩の方々も多くお見えになり、いつまでも自己を向上させようとする熱意が伝わってきて、私自身とても刺激を受けると共に大変勉強になりました。

ご一緒させて頂いた皆様にこの場を借りて感謝申し上げます。



天津太平洋汽車部件有限公司にて

Ⅲ. イベント横断テーマ

1. 「システム管理基準 for オフショア開発」

北信越支部 No.1195 山田 隆

(1) はじめに

昨年末にオフショア開発に関するシステム管理基準について「情報システム監査実践マニュアル」(通称赤本)にまとめて出版した。

その後、この基準を適用した人からのコメントや、私自身、中国とベトナムの監査に応用した経験から得られた知識を反映させ、基準項目の追加、受発注の立場の反映、日中対訳形式での整備などを行い、天津で発表し質疑討論を行った。本稿はその報告である。

(2) 天津発表内容

a. まえがき

昨年、オフショアでのソフトウェア開発を効果的に進めるためにシステム監査関係の基準のうちの「システム管理基準」を基本に外国のソフトハウスにソフトウェア開発を依頼する場合の発注側と受注側の双方の監査のチェックポイントを検討し、更に詳細なサブコントロールを作成して受発注企業の監査に適用する提案を行った。

今回は、運用業務関連の基準の追加、受発注対応明確化のほか、全体的な改善を行ったので、報告する。

b. オフショア開発の課題

- ① システムの目的、狙い、機能、性能、品質、費用、期限等の正確なコミュニケーション
- ② 壁(文化の違い、言語、距離)を越えた共通認識の合意
- ③ 開発マネジメント方法の合意(開発管理と品質管理とリスク管理)
- ④ 権利と責任範囲の明確化と合意

c. ソフトウェア国際取引基準の研究

「文化の差」を克服し、お互いに誤解無く快適に仕事出来るよう、ソフトウェア開発のためのルールを定めてオフショア開発を進める。

ルールが定められ、かつ実行されていることを、第3者のシステム監査人が監査できるように、新システム管理基準の下にオフショア開発に適用できる、より詳細なサブコントロールを検討する。

d. 今回の課題

- ① 基準への追加内容
 - ・全文の中国語訳(日中対訳)(別紙例参照)
 - ・基準の適用対象として受注側又は発注側明記(同上)
 - ・運用業務部分を追加
 - ・その他全般的に追加・改善
- ② 他の基準との関係
ISO9001、CMMi、COBIT for SOX と本基準との関係考察
- ③ 発注側のための基準化、受注側のための基準化

e. 提言

- ① オフショアでの開発は日中間だけでなく、ベトナム、フィリピンなどとの間での相互受発注の増加がありうる。

- ② 日中の技術力の総合力を培うことにより、社のコスト&国際的な技術競争力を高めることが出来る。
- ③ 客観的な基準に基づくコミュニケーションが有り、誤解に基づくトラブルの少ない総合的なソフトウェア開発能力の向上が有る事は、日中双方にとって非常に有意義かつ重要である。
- ④ オフショア開発関連組織へのシステム監査モデルの提案



天津索浪数字软件技术有限公司

(3) 質疑応答

a. 天津プリモス社

- ① 良かった点
レビューを直接担当した者以外が参加して行うこと、とあること。
- ② 意見
 - ・ 設計・製造に関する内容を増やして欲しい。
 - ・ テストの項目はどの程度あれば良いのか基準が欲しい。
 - ・ 仕様に関して質問しても明確な回答が得られない場合はどのようにしたらよいか。
 - ・ 仕様に記述すべき内容やレベルの基準はあるか。
 - ・ レビューのレベルに関する基準はあるか。

b. 科学院計算技術研究所

- ① 技術面：この33条について全部対応するのは難しい場合、優先順位をつけて欲しい。簡単な事項から複雑・高度なものなど色々ある。規模の大小やプロジェクトの性格によっても異なるものがあると思われる。
- ② 応用面：日本と中国で幅広く使えるようにする方法を検討する必要がある。日本側はシステム監査人協会はじめ、企業や、関係機関に働きかけて欲しい。中国側は「中国科学院深先進技術研究院」を窓口とする。

c. 北京ソラン計算機有限公司

SORUN北京株式会社の100%出資会社。開発基準を整備しており、プロジェクトマネジメントとしてPMBOKを活用、WBSに分割し要員構成を行っている。親会社からの製造工程の

業務が多く、オフショア固有の問題環境は少ないと考えられる。

d. 天津索浪数字软件技术有限公司
(天津索南数字)

天津にある周恩来元総理の出身大学である「南海大学」とソラン株式会社と日本のデジタルハリウッド株式会社が出資して2006年5月に設立。デジタルメディア技術者の教育を行っている。アニメーション創作関連のソフトウェアを使い、中国人も好まれる作品の開発を目指している。開発の管理等について、本基準の適用の可能性について意見交換した。

(4) 今後の課題

- a. 管理基準の技術面での向上
 - ・ 必須項目と望ましい項目に整理。
 - ・ 計・製造工程の技術的項目の詳細化・分野別分類
 - ・ 品質・性能・生産性指標の段階別設定
 - ・ 提案ベースの進め方
- b. 運営面での向上
 - ・ 日本側窓口・中国側窓口
 - ・ 日本企業における本基準利用の普及
- c. オフショア開発技術者の教育
 - ・ 日本人技術者
 - ・ 中国人技術者



天津雷智信息技术有限公司 弓長瑩社長

2. 岐阜県庁、(財)ソフトピアジャパンとの連携

中部支部 No.124 原 善一郎

SAAJ中部支部は長年にわたり岐阜県のソフトピアと連携してIT産業の健全育成に協力してきました。従来は無料公開セミナーを主体として来ましたが、本年度は、中国科学院計算技術研究所招聘を行いました。これは、中国のIT産業を日本へ招聘しようとするプロジェクトです。

そのフォローをかねて訪中したいとの希望が岐阜県庁とソフトピアの両者からありましたので、同行いただくことになりました。その

結果として、中国IT企業招聘プロジェクトの継続が行われることとなりました。

また、SAAJ中部支部が取り組んできた「国際間取引におけるシステム監査基準」というネタでは、中国先端技術研究院とのシステム監査基準の共同研究とシステム監査の普及プロジェクトの立ち上げようということとなりました。この面にも両者も色々な面で支援をしてくれるものと確信しています。

なお、プロジェクトが前進できた背景にNPO法人格の取得があります。これにより、中部経済産業局、岐阜県庁、ソフトピアジャパンとのプロジェクトを進めやすくなっています。また、公認システム監査人制度もプロジェクトを進めるうえでの選択肢が増えるという効果もでています。

SAAJ中部支部はSAAJ本部との連携として、国際交流を進めたいと考えています。



天津での懇親会の1コマ



中国科学院計算技術研究所のみなさんと懇親会にて

第124回月例研究会報告

No.422 本田 実

日時：2006年10月23日(月) 18:30～20:30
 場所：中央大学駿河台記念館2階281号会議室
 演題：「FISC 安全対策基準とコンティンジェンシープラン策定手引書の概要と改定について」
 講師：(財)金融情報システムセンター (FISC) 監査安全部長 郡山 信氏

1. 講演概要

システム監査の際に重要なポイントとなる「安全対策」と「コンティンジェンシープラン」の最新の内容について、(財)金融情報システムセンター(以下FISC) 監査安全部長 郡山信氏にご講演いただいた。講演は2部構成で、前半はFISC安全対策基準の概要と改訂内容であり、後半は金融機関等におけるコンティンジェンシープラン(緊急時対応計画)策定のための手引書の概要と改訂内容であった。講演後の15分間では、活発な質疑応答が行われた。

2. 講演要旨

(1) はじめに

- ① FISCの概要
- ② FISCが刊行する情報セキュリティ関連のガイドライン等

(2) 金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準(以下FISC安全対策基準)の概要と改訂内容

- ① FISC安全対策基準の概要
- ② 偽造・盗難キャッシュカード対策
- ③ インターネットバンキング不正対策

(3) 金融機関等におけるコンティンジェンシープラン(緊急時対応計画)策定のための手引書(以下コンティンジェンシープラン策定手引書)の概要と改訂内容

- ① コンティンジェンシープランが求められる背景
- ② コンティンジェンシープラン策定手引書の概要
- ③ 改訂のポイント

(4) 現在の主な活動

3. 講演の主な内容

(1) FISC安全対策基準の概要と改訂内容

① FISC安全対策基準の概要

金融機関等を取巻く環境要因として、システム化に内在するリスクや金融機関等に対する社会的要請がある。情報システムに

関し、金融機関等のよりどころとなる共通の安全対策基準が必要との認識が醸成され、FISC安全対策基準を策定した。本基準は、設備基準（138項目）、運用基準（113項目）、技術基準（53項目）で構成されている。本基準の利用者は、金融機関や金融機関にシステムを提供するベンダーであり、金融庁の検査官も必要に応じ参照するとある。直近では、2006年3月にFISC安全対策基準の第7版として改訂した。主な改訂内容は以下のとおりである。

- ・インターネットバンキング対策
 - ・オープン系システムのセキュリティ対策
 - ・外部委託先の監査手続き
 - ・法令対応等
- ② 偽造・盗難キャッシュカード対策
- 2003年度後半より偽造キャッシュカードによる被害が急増してきている。2006年2月10日に「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護に等に関する法律」（預金者保護法）が施行された。この法律を受け、今回の改訂では15の想定リスクに対して対応策（例えば覗き見防止策、不正機器の検出、伝送データの漏洩防止、カード発行事務の改善等）を策定し、基準に追加している。
- 例えば、想定リスク「ATM等で暗証番号入力時に背後から覗き見」に対しては、覗き見防止策が対応策であり、基準の改訂内容は、「ATM利用時に覗き見を防止する設備とすること（設113、設137、技26が対応）」である。
- 預金者保護法制定時における、残された課題としては、窓口取引の犯罪対応、インターネットバンキングの犯罪対応、強固なATMシステムの構築、相互利用性の確保が挙げられている。
- ③ インターネットバンキング不正対策
- インターネットバンキングを対象とする犯罪手口には、フィッシング、スパイウェア等が挙げられる。基準では7つの想定リスクに対して対応策（例えば、正当なサイトやメールの確認手段、顧客への啓蒙、認証方式の分析、本人認証方式の強化等）を策定し、基準に追加改訂している。例えば、想定リスク「フィッシングメール等により偽サイトへ誘導される」に対しては、正当なサイトやメールの確認手段が対応策であり、基準の改訂内容は、「口座の不正利用防止のため顧客に注意喚起する事項として以下を記載（運105-1）する。」である。

- ・金融機関からの正当なメールであることの確認手段
- ・金融機関の正当なサイトであることの確認手段

(2) コンティンジェンシープラン策定手引書の概要と改訂内容

① コンティンジェンシープランが求められる背景

わが国の重要インフラ分野が直面するリスクとして、自然災害（地震、火災、台風等）、事故・犯罪（システム障害、情報漏洩、停電、通信障害、テロ等）があり、その結果として、事業の継続、信用、社会的責任、営業利益、企業ブランド、マーケットシェア、企業の存続への影響を挙げている。

② コンティンジェンシープラン策定手引書の概要

金融機関はわが国の重要インフラであり、上記インフラ分野が直面するリスクを踏まえ、コンティンジェンシープラン策定手引書を作成した。手引書では、コンティンジェンシープランを次のように定義している。

コンティンジェンシープランとは、金融機関等のコンピュータセンター、営業店、本部機構等が災害や事故・犯罪・障害等により重大な損害を被り、業務の遂行が果たせなくなった場合に、各種業務の中断の範囲と期間を極小化し、迅速かつ効率的に必要な業務の復旧を行うためにあらかじめ策定された緊急時対応計画のことである。コンティンジェンシープランの内容は以下のとおりである。

- ・想定する緊急事態と被害
 - ・影響を受ける業務
 - ・業務の優先度
 - ・代替手段を用いた業務の継続方法
 - ・必要となるリソース
 - ・緊急時体制
 - ・緊急時行動計画（初期対応・暫定対応・復旧対応）
 - ・教育・訓練、維持管理方法
- コンティンジェンシープラン策定のサイクルは以下のとおり。
- ・第1工程：必要性の認識と推進組織の編成
 - ・第2工程：予備調査と基本方針の決定
 - ・第3工程：コンティンジェンシープランの立案
 - ・第4工程：コンティンジェンシープランの決定
 - ・第5工程：コンティンジェンシープランの維持決定
- ③ 改訂のポイント
- ・手引書構成の全面的な見直し

内容の見直しに先立ち、手引書の構成を全面的に見直し、既存の内容を分離した。

具体的には、「プロセス」編についてはプラン策定の手順や策定プロジェクトの運営について記載した。「考慮事項」編については、過去の事例等、プラン策定時に考慮すべき入力情報を詳細に記載した。「参考例」編については、帳票イメージや金融機関等の事例を紹介した。

・中央防災会議の報告書の反映

平成17年9月公表の「首都圏直下地震対策大綱」の要求について金融機関としての対応を検討した。具体的に反映した項目は、「発災直後3日間程度の応急対応時期の要求内容」、「帰宅困難者問題への対策」、「緊急連絡体制の整備・通信手段の多様化」、「水・燃料の確保」についてである。

・新潟県中越地震における金融機関の対応事例の反映

発災当時の金融機関の対応事例について現地調査を行い、今後、プランを策定する上で有効となる考慮事項を検討した。調査の結果、対策がうまくなされていた点は、自家発電機や回線の二重化、免震構造化の成果、災害対策本部の早期設置であり、課題を残した点は、初期の連絡体制の問題、社会インフラ等の供給停止に伴う燃料や水の確保の問題、自宅が倒壊した職員の宿泊場所確保の問題、交通・輸送の問題であった。手引書にはこれらに加えて、お詫びポスターの雛形、監督当局からの要請事項の事例紹介、各金融機関で実施した震災直後の主な対応内容等を記載した。

・教育・訓練、維持管理等の充実

実効性のあるプランを維持するために、当項目について記載の充実を検討した。具体的には、教育・訓練について手順を見直すとともに、記載の充実を図り、継続的改善の一環として、定期的な内部監査を手順に追加した。

・自然災害以外のリスクについて

自然災害以外のリスクとして、大規模システム障害、風評リスク、情報漏洩リスク、サイバー攻撃リスクを取り上げ、それぞれリスクの特性を整理し、考慮点をまとめた。

(3) 現在の主な活動

① システム監査指針（第3版改訂）2007年3月予定

個人情報保護、偽造・盗難キャッシュカード、インターネットバンキング、外部委託、SOX法等を反映する予定。

② 安全対策基準（第7版改訂）追補版の検討
ATM取引やインターネット取引に関連した新たな事故・犯罪対応や、金融庁情報

セキュリティ検討会の結果を、反映する予定。

③ 内閣官房情報セキュリティ政策会議 重要インフラ防御施策の対応

4. 主な質疑応答

(1) 首都直下地震ではマグネチュード7.3は最低ラインなのか。

→最低ラインではない。首都圏においてはマグネチュード7.3をベースとして考えた。

(2) いつまでに金融機関等に対応するように指導するのか。

→FISCの基準は自主基準である。FISCは啓蒙はするが、強制力は持たない。基準は、①「すること」、②「することが望ましい」、③「参考情報」の3つのレベルがあり、いずれも各金融機関が判断することになる。

(3) 基準には、「速やかに対応する」という表現が多いが、時間的にどれくらいと考えればよいか。

→可能な限り早くということ、時間的な設定はしていない。

(4) NISTの暗号化について、具体的なもので言及しているのか。

→基準には電子政府推奨暗号リストを参考として掲載している。しかし、古いシステムでは、利用できる暗号製品は限られ、選択の幅は限定されると考える。現実的には、個別のシステム環境に応じ、暗号方式や製品が選択されると考える。

5. 所感

情報システムの安全対策とコンティンジェンシープラン策定は、組織体にとって重要な課題である。組織体において、これらはその存続のための必要要件といえる。

FISCでは1985年に安全対策基準の初版を発行し、以来版を重ね、現在は第7版を発行している。技術革新の早いICT分野において、陳腐化させずタイムリーに、かつより実効性のある対応を反映してきたのは、FISC関係者の大いなる功績といえる。FISC安全対策基準は、金融機関だけでなく、他業種でも大いに参考になるもので、私自身、流通業、不動産業、官公庁などの各分野にも利用させて頂いた。

FISC安全対策基準やコンティンジェンシープラン策定手引書は、想定リスクを網羅的に設定し、それに基づいて改訂内容を策定している。基準は「すること」「望ましい」「例示」としてまとめられており、大変現実的で使いやすい。

中小金融機関からメガバンクまでが、適用すべき基準が同じということはない。本基準は網羅的に定められているが、採用については金融

機関に委ねられている。今後は、過剰投資、重複投資などを防ぐために、金融機関の成熟度を設定し、それに基づいて対策を講じるというフレームも必要かもしれない。

第126回月例研究会報告

NO.9 蓮見 節夫

タイトル：J-SOXの基準とITの位置づけ

講演者：監査法人トーマツ 伊藤 哲也様

会場：中央大学駿河台記念館

開催日：2006年12月22日(金)

1. 概要

第126回月例研では、企業会計審議会内部統制部会作業部会の委員を務めている伊藤哲也様より「J-SOXの基準とITの位置づけ」についてご講演をいただいた。

講演は、次の内容による。

1. 内部統制報告制度とは
2. J-SOXこれまでの経緯
3. 実施基準の概要
4. 「ITへの対応」とは
5. ITの統制
6. ITの評価範囲の決定
7. IT全般統制
8. IT業務処理統制

2. 講演の主旨

2. 1 内部統制報告制度とは

1) 内部統制報告制度とは、経営者が内部統制を自己評価した結果として作成する「内部統制報告書」(財務報告に係る内部統制は有効である旨の報告書)を監査人が監査して「内部統制監査報告書」(内部統制報告書は適正に表示されている旨の報告書)を作成する仕組みのこと。

内部統制が有効とは、重大な欠陥がないということ。

監査人は、財務諸表監査と内部統制監査を一体として実施し、監査報告書としてまとめる。監査報告書の雛形はまだできていない。

2) 米国SOXと比較した日本版SOXの特徴は①財務報告の信頼性に重点を置く。②内部統制の評価によって、重大な欠陥の有無を確かめることは前提としつつ、財務報告の信頼性に問題ないと判断する分野については、内部統制の評価の省略を許してい

る。③ダイレクトレポータリングの不採用。④範囲は拠点選定から。

2. 2 J-SOXこれまでの経緯

- 1) 金融庁、2004年12月24日「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応(第二弾)について」公表
- 2) 企業会計審議会内部統制部会、2005年7月13日「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準(公開草案)」公表
- 3) 企業会計審議会内部統制部会、2005年12月8日「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の規準のあり方について」(「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準案」を含む)公表
- 4) 金融庁、2006年6月7日「金融商品取引法」成立。平成20年4月より施行。
- 5) 企業会計審議会内部統制部会、2006年11月21日「実施基準公開草案」公表(コメント募集期限12月20日)
- 6) 実施基準をより具体化した「実務指針」については、出るかどうかも含めて不明。

2. 3 実施基準の概要

- 1) 実施基準は、財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準を実務に適用していくとした場合のより詳細な実務上の指針で、次の3部より構成されている。Ⅰ、内部統制の基本的枠組み、Ⅱ、財務報告に係る内部統制の評価及び報告、Ⅲ、財務報告に係る内部統制の監査。
- 2) 経営者評価の流れの概要は次の通り。①全社的な内部統制の評価、②決算・財務報告に係る業務プロセスの評価、③決算・財務報告プロセス以外の業務プロセスの評価(重要な事業拠点の選定→評価対象とする業務プロセスの識別→評価対象とした業務プロセスの評価→内部統制の報告)。
- 3) 全社的な内部統制の評価においては、原則として親会社+全連結子会社+関連会社すべて(持分法適用会社)を対象とする。重要な事業拠点の選定においては、連結ベース売上高等の一定割合に達している事業拠点を選定する。評価範囲については、必要に応じて監査人と協議する。重要な欠陥に該当するかどうかを判断する量的基準は、連結税引き前利益の5%程度と例示されている。トップダウンアプローチを取っており、財務報告の信頼性が最終ゴールである。

- 4) 評価対象となる業務プロセスについて
- ・ 重要な事業拠点における、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目に至る業務プロセスは、原則として、全てを評価対象とする
 - ・ その他、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスについては、個別に評価対象に追加する
- 5) 全社的な内部統制における重要な欠陥の例
- a. 経営者が財務報告の信頼性に関するリスクの評価と対応を実施していない
 - b. 取締役会又は監査役若しくは監査委員会が財務報告の信頼性を確保するための内部統制の整備及び運用を監督、監視、検証していない
 - c. 財務報告に関わる内部統制の有効性を評価する責任部署が明確でない
 - d. IT のアクセス制限に関わる内部統制に不備があり、それが改善されずに放置されている etc.
- 6) 業務プロセスに係る内部統制での重要な欠陥とは
- ・ 同じ勘定科目に関係する不備を全てあわせて、当該不備もたらす影響が財務報告の重要な事項の虚偽記載に該当する可能性があるか否かによって判断する
 - ・ 「重要」とは金額的、質的観点で考える
 - ・ IT に係る業務処理統制に不備がある場合には、業務プロセスに係る内部統制に不備があると同様に、その影響度と発生可能性の評価を行う
2. 4 「IT への対応」とは
- 1) IT への対応は、内部統制の基本的要素からは、特出しされている。
内部統制の基本的要素は、①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング（監視活動）、IT（情報技術）への対応、より成る。
IT への対応とは、組織目標を達成するために予め適切な方針及び手続を定め、業務の実施において組織の内外の IT に対し適切に対応すること、をいう。
 - 2) IT 環境への対応においては、IT 環境に対して、組織目標を達成するために、組織の管理が及ぶ範囲において予め適切な方針と手続を定め、適切な対応を行うこと、としている。
 - 3) IT の利用及び統制については、組織内において、内部統制の他の基本的要素の有効性を確保するために IT を有効かつ効率的に利用すること、並びに利用されている IT に対して、組織目標を達成するために、予め

適切な方針及び手続を定め、内部統制の他の基本的要素をより有効に機能させること、としている。

2. 5 IT の統制

1) IT 全社統制についての例示

- ・ 経営者は、IT に関する適切な戦略、計画等を定めているか
- ・ 経営者は、内部統制を整備する際に、IT 環境を適切に理解し、これを踏まえた方針を明確に示しているか
- ・ 経営者は、信頼性のある財務報告の作成という目的の達成に対するリスクを低減するため、手作業及び IT を用いた統制の利用領域について、適切に判断しているか
- ・ IT を用いて統制活動を整備する際には、IT を利用することにより生じる新たなリスクが考慮されているか etc

2) IT に係る全般統制・業務処理統制について

- ① IT に係る全般統制とは、IT に係る業務処理統制が有効に機能する環境を保証する間接的な統制をいう。全般統制は、通常、「IT の開発、保守に係る管理」、「システムの運用、保守」、「内外からのアクセス管理などシステムの安全性確保」、「外部委託に関する契約の管理」に対する統制を含むものである。
- ② IT に係る業務処理統制とは、個々のアプリケーション・システムにおいて、承認された取引がすべて正確に処理され、記録されることを確保する、コンピュータ・プログラムに組み込まれた統制をいう。
- ③ IT に係る全般統制と IT に係る業務処理統制との関係。全般統制は、業務処理統制の機能を継続的に支援する。また、全般統制と業務処理統制は、完全かつ正確な情報の処理を確保するために一体となって機能する。

2. 6 IT の評価範囲の決定

- 1) IT 統制を評価するに当たっては、業務プロセスとシステムの範囲の把握をシステム一覧表などで行う。
- 2) IT 統制を評価するに当たっては、業務プロセスとシステムの範囲の把握をシステム一覧表などで行い、IT 基盤の概要を把握した後、評価単位を識別し評価する。評価単位とは、該当システムを管理している部署と考えると良い。
- 3) IT 評価単位識別の流れは次の通り。①対象システムの識別→②システム概要の把握→IT 評価単位の識別

4) 委託業務についての評価の考え方が明確になった。

委託業務には、例えば、企業が財務諸表の基礎となる取引の承認、実行、計算、集計、記録又は開示事項の作成等の業務を外部の専門会社に委託している場合が挙げられる。

委託業務に関しては、委託者が責任を有しており、委託業務に係る内部統制についても評価の範囲に含まれる。委託業務が、企業の重要な業務プロセスの一部を構成している場合には、経営者は、当該業務を提供している外部の委託会社の業務に関し、その内部統制の有効性を評価しなければならない。

2. 7 IT 統制全般統制

監査人の実施基準の中で、経営者も留意すべきIT全般統制の評価項目が例示された。

1) システムの開発、変更・保守

監査人は、企業が財務報告に関連して、新たにシステム、ソフトウェアを開発、調達又は変更する場合、承認及び導入前の試験が適切に行われているかを確認する。

- ・システム、ソフトウェアの開発、調達又は変更について、事前に経営者又は適切な管理者に所定の承認を得ていること
- ・開発目的に適合した適切な開発手法がシステム、ソフトウェアの開発、調達又は変更に際して、適用されていること
- ・新たなシステム、ソフトウェアの導入に当たり十分な試験が行われ、その結果が当該システム、ソフトウェアを利用する部門の適切な管理者及びIT部門の適切な管理者により承認されていること etc.

2) システムの運用管理

監査人は、財務報告に係るシステムの運用・管理の有効性を確認する。

- ・システムを構成する重要なデータやソフトウェアについて、障害や故障等によるデータ消失等に備え、その内容を保存し、迅速な復旧を図るための対策が取られていること
- ・システム、ソフトウェアに障害や故障等が発生した場合、障害や故障等の状況の把握、分析、解決等の対応が適切に行われていること

3) システムの安全性の確保

監査人は、企業がデータ、システム、ソフトウェア等の不正使用、改ざん、破壊等を防止するために、財務報告に係る内部統制に関連するシステム、ソフトウェア等について、適切なアクセス管理等の方針を定めているか確認する。

4) 外部委託に関する契約の管理（サービスレベル管理）

企業が財務報告に関連して、ITに係る業務を外部委託している場合、監査人は、企業が適切に外部委託に関する契約の管理を行っているか検討する。

5) IT全般統制に不備がある場合

ITに係る全般統制の不備がある場合には、代替的又は補完的な他の内部統制により、財務報告の信頼性という目的が達成されているかを検討する。

ITに係る全般統制の不備は、財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクに直接に繋がるものではないため、直ちに重要な欠陥と評価されるものではない。

しかし、ITに係る全般統制に不備があった場合には、たとえばITに係る業務処理統制が有効に機能するように整備されていたとしても、その有効な運用を継続的に維持することができない可能性があり、虚偽記載が発生するリスクが高まることとなる。

2. 8 IT 業務処理統制

1) 経営者は、識別したITに係る業務処理統制が、適切に業務プロセスに組み込まれ、運用されているかを評価する。具体的には、例えば、次のような点について。

- ・入力情報の完全性、正確性、正当性等が確保されているか
- ・エラーデータの修正と再処理の機能が確保されているか
- ・マスタ・データの正確性が確保されているか
- ・システムの利用に関する認証・操作範囲の限定など適切なアクセス管理がなされているか

2) IT業務処理統制の検証手法

- ・システム設計書等の閲覧による確認
- ・記録等の閲覧、管理者又は担当者への質問、一部の取引のサンプリング調査

3) 過去の評価結果の利用

IT統制の特性から、一定の条件を前年度に実施した内部統制の評価結果を継続利用できる。

4) ITに係る業務処理統制に不備がある場合

ITに係る業務処理統制に不備がある場合には、業務プロセスに係る内部統制に不備がある場合と同様に、その影響度と発生可能性の評価を行う。

3. 感想

講師の伊藤様は、実施基準の審議機関のメンバーでもあり、実施基準の概要等について、具体例も含めて、お話をいただいた。短時間の中

に、ぎっしりと詰め込んだ内容であり、聞く側にとっては、大変参考になる良い講演であった。特に、私たちにとって関心のあるJ-SOXの中のITへの対応について、具体的例を挙げて説明していただいた。伊藤様には感謝申し上げます。

この内部統制監査人の中に、システム監査技術者や公認システム監査人が明確に位置づけられることを期待したいものです。

平成18年度第10回理事会議事録

日時 平成18年11月16日(木) 18:30-20:00
 場所 星陵会館 3F会議室
 出席者 鈴木(信)、橘和、富山、蓮見、三谷、
 吉田(裕)、馬場、岩崎、蒲ヶ原、木村、
 櫻井(憲)、竹下、沼野、松枝、
 近畿支部：吉田(博) 監事：勝田、
 委任者(欠席メールにて議決委任) 小
 野、鈴木(実)、和貝、片岡、金子、斉
 藤、桜井(由)、須田、中山、原、森本、
 渡部、森、若原、植野、高田、カ

1. 議題

- (1) 審議事項 1) 定款改定について
 (2) 報告事項

2. 資料

- ① 特定非営利活動法人日本システム監査人協会定款(改定部分についての説明文を挿入したもの)(事務局：会長)
 ② 公認システム監査人、システム監査人補「認定カード申請手続き」(事務局)

3. 審議事項

- (1) 定款の一部改定に関する説明文案について
 鈴木会長より、通常総会において提案する定款の一部改定についての説明文案の説明があり、資料のとおり説明(一部口頭での補足説明を含む)することが承認された。(定款の改定については、第9回理事会(H18.10.12)で承認済み)

4. 理事会報告事項

- (1) 会報担当(竹下理事)

会報の原稿は、11/15に締め切ったが、予定の原稿が集まっていないので、発行が1週間程度遅れる予定である。(12月上旬)今回と次回は、支部特集を予定している。支部は、他団体(SA、ITC、経済産業省の出先機関等)と交流の場を広げており、活動の様子が特集されると思う。また、韓国のKISAA(韓国監理人協会)を招いての継続教育セミナーの様態も載せる予定。

(2) 基準研究会(松枝理事)

次回までに、研究会としての基準の修正案をとりまとめる。できれば、情報システム監査実践マニュアル(赤本)のJ-SOXに対する追補版とする予定である。なお、経済産業省の「企業のIT統制に関する調査委員会」から正式依頼があれば、現在までの研究成果物を提供したいと考えている。

(3) 事例研究会(富山理事、吉田(裕)理事)

- ① c社(スモールc)のフォローアップ監査は、実施しないこととした。
 ② 現在、g社の普及サービスを行う準備を進めている。(来年3月末報告、リーダーは、高橋邦明氏)
 ③ J-SOXに関する特別セミナーを通常のシステム監査実務セミナーとは別立てで実施することを企画中である(H19/2/3,4 H19/2/17,18)。企画案がまとも次第、参加者を募集する予定。

(4) 推薦委員会(橘和理事)

- ① ㈱コミュニケーションテクノロジーから「1号推薦依頼書・包括別紙」(前回理事会承認)が10月24日付けで提出された。
 ② 愛知のi同友会から「1号推薦依頼書」が提出され、11月6日付けで、個人事業者、法人各1を推薦した。

(5) 個人情報保護監査研究会(蓮見理事)

個人情報保護セミナー(於、富山11/11、12)開催した。(参加者10人)
 来年度の活動計画について、検討中である。

(6) 認定カード申請手続きについて(事務局：馬場理事)

- ① 資料②の認定手続きに沿って申請受付を行う。
 発行手数料：会員3,150円、会員以外6,300円(消費税込み)

・ 第1回受付は、12月末締切りでその後、認定更新(2月末)、新規認定の都度行う。
 ⇒ 認定カードの有効期間は認定期間と同じであるので、直近に更新がある方は更新手

続き後に申請するように資料②に明記されたい。

(7) J-SOX 関連情報(櫻井(憲)理事)

金融庁の内部統制部会から、配布資料として、J-SOXに関する実施基準(案)が公表されている。

11月20日の部会を経て、公開草案として公表される予定である。

HP検索：金融庁→企業会計審議会→第14回内部統制部会 議事次第

第14回内部統制部会配布資料(資料1-1, 2, 3、資料2)

(8) 会計担当(蒲ヶ原理事)

会計の入出金を区分するため、目的別に口座を設定することとし、今回、新たに、三井住友銀行口座を開設した。

本口座は、会計担当からの支払いに利用するが、各部会や支部からの振込みはこの口座に振り込みしてほしい。

⇒ 口座の名義人が連絡されていなかったので、別途メールで周知する。(事務局)

(9) 20周年事業(沼野理事)

各支部の取組み情報についての報告

西日本5支部合同：(吉田(博)理事から報告あり)

北信越：支部内に、情報セキュリティ監査、システム監査の2チームを作り、所属会員が何れかのチームに参加し、活動する。

その他の支部：11月末までに活動計画を集約する。

(10) 月例研究会(沼野理事)

11/30：「ITサービスマネジメント(ISO20000)の概要と事例から学ぶ構築のポイント」

12/22：「J-SOX 金融庁の監査実施基準(内部統制部会報告)について」(仮題)

伊藤哲也氏(内部統制部会作業部会委員、公認会計士)を予定

(11) 近畿支部報告(吉田(博)理事)

① 第5回システム監査勉強会(月例会のビデオ視聴)

日時：平成18年10月21日(土)13:00～17:00

テーマ：

[1] 「新JIS(個人情報保護に関するマネジメントシステム-要求事項)の概要とシステム監査」

[2] 「システム監査とJ-SOX」

参加者：18名

② 第99回定例研究会(予定)

日時：平成18年11月17日(金)18:30～20:30

場所：国際カンファレンスプラザ会議室(大阪市中央区)

テーマ：「公開鍵認証基盤と生体認証」

(セキュリティ基盤技術の再復習)

講師：京阪 昌彦(当協会員)

③ 20周年事業に対する西日本の支部合同企画の実行委員会を立ち上げるので、実行委員会での交通費を負担いただけないか。(提案)

⇒ 支部活動費の中で負担しきれないので本部負担が支出が必要であれば来年度の予算に計上する必要があるので申請いただきたい。(事務局)

⇒ 来年度の予算計上について、事務局と調整する(会計担当に積算資料を送付する)。

(12) メールでの報告

① 法人部会からの報告(小野理事)

1. H18年度システム監査台帳登録企業でSAAJ未入会の企業84社に入会案内のDMを発送した。

2. 自治体向けセミナーのコンテンツの見直しを行っている。

② 九州支部からの報告(福田理事)

・10月度月例会(第194回)

日時：平成18年10月28日(土)13:00～17:00

参加：12名

内容：・ビデオ視聴(13:10-14:50)

第122回月例研究会

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準について」

・システム監査学会20周年記念シンポジウム参加報告(船津)

・西日本支部合同研究会参加報告(福田、ほか参加者)

・ITC大分・日本システム監査人協会九州支部合同セミナー(予定)

日時：平成18年11月25日(土)

13:00～17:00

会場：大分県生涯学習センター 第1研修室(別府市大字別府字野口原3030番地)

共催：ITC大分、NPO法人日本システム監査人協会九州支部

次第：

1. ITC大分、SAAJ九州支部の活動状況紹介

2. 「日本版SOX法への対応」

ITコーディネータ、公認システム監査人 梶屋博史氏

3. 「中小企業のための事業継続管理(BCM)の視点」

公認システム監査人、SAAJ九州支部長 福田啓二氏

・平成18年度九州支部総会(兼、12月度月例会)(予定)

日時：平成18年12月23日(土)13:00～17:00

- 会場：福岡市早良市民センター視聴覚室
- ③ 中部支部からの報告（若原理事）
- ・第五回日中IT技術者交流会とIT産業調査（2006 in 北京&天津）
日時：2006/11/2～5
主催：SAAJ中部支部
内容：
11/2
出国、北京に移動
曙光信息产业有限公司 訪問
 - 11/3
北京索浪計算機有限公司 訪問
中国科学院計算技術研究所との交流会
 - ・システム管理基準（for オフショア開発）
課題（山田隆氏）
 - ・内部統制システム－会社法と金融商品取引法（藤谷護人氏）
 - ・情報漏えい対策とは（堤薫氏、ウィリアム・ウー氏）
11/4
天津に移動
天津太平洋汽車部件有限公司 訪問
天津索浪数字軟件技術有限公司 訪問
天津雷智信息技術有限公司 訪問
11/5 北京空港に移動、帰国
 - ・SAAJ/JSAG中部支部2006年度合同合宿（予定）
日時：2006/11/18、19
主催：SAAJ中部支部、JSAG中部支部
場所：岐阜県大垣市
 - ・その他
現在、情報処理試験の産業構造審議会WGに関連して実施されている、高度IT人材育成のための施策のあり方についての意見募集に、中部支部の有志として意見を提示していくことを検討中。

(13)その他（今後の予定）

- ① 平成19年度通常総会予定
平成19年2月23日(金)
(於ユニシス本社：豊洲)
- ② 1月理事会
平成19年1月11日(木) 予定
- ③ 総会前理事会
平成19年2月1日(木) 予定（別途調整）

議長 鈴木 信夫
議事録署名人 岩崎 昭一
馬場 孝悦

平成18年度第11回理事会議事録

日時 平成18年12月14日(木) 18:30-20:30
場所 星陵会館 3F会議室
出席者 鈴木(信)、橋和、鈴木(実)、富山、三谷、馬場、岩崎、蒲ヶ原、木村、斉藤、桜井(由)、近畿支部：吉田(博)、委任者（欠席メールにて議決委任）小野、蓮見、吉田(裕)、和貝、大石、片岡、金子、櫻井(憲)、須田、竹下、力、中山、沼野、原、松枝、森本、渡部、高橋、森、若原、植野、高田、福田

1. 議題

(1) 審議事項

- 1) 会員規定改正について
- 2) 会計規定改正について

(2) 報告事項

2. 資料

- ① 会員規定改正（案）（事務局提出）
- ② 会計規定改正（案）（事務局提出）

3. 審議事項

(1) 会員規定改正について

主旨：

- ① 定款改定案に合わせ、会員規定の関連する箇所について改正する。
- ② 今回の改正に合わせ、条文の順序を再整理し条文番号を新たに付与する。

結論：提案どおり、承認された。

(2) 会計規定の改正について

主旨：

- ① 定款に合わせ、会計規定の関連する箇所について改正する。
- ② 従来の「手当て対象B」を「手当て対象A」に統合する。

修正案：①第7条②日帰り出張（片道3時間以上）について「（片道3時間以上）」の部分を削除する。

結論：修正案を含め、提案どおり承認された。

4. 理事会報告事項

(1) 事例研（富山）

g社について12月にユーザと1回ミーティングを行った。

来年1月から本格的に行う。

(2) 普及サービス（鈴木（実））

- ① 内部統制セミナーのための教材作成を行っている。

12月23・24日合宿、1月13・14日で最終版を作成する予定である。

- ② 内部統制に関する監査依頼の打診があったが、相手側の準備ができていないため、見送ることとした。
- ③ 実務セミナー（4日コース）は、3月24・25日、3月31日・4月1日で実施する予定である。
- (3) 東北支部(鈴木(実))
- ① 12月3日、新実践マニュアル(赤本)の勉強会を行い、好評であった。
- ② 20周年行事について、検討しているが、パワー不足で苦慮している。ホームページの充実を考えている。
- (4) 20周年準備委員会(桜井(由))
- ① 現在、それぞれの担当からの報告をとりまとめ中である。未報告の担当は、至急提出してほしい。18日に打ち合わせを行い、原案を集約する予定である。
- ② 今回の共通スローガンのキーワードは、「システム監査のこれからの10年」である。将来に向けたアイデアを盛り込む必要がある。
- ③ 事務局作業、認定制度については、イベントに組み込むことは馴染まないで、対象外とするのも止むを得ない。
- (5) 会計担当(蒲ヶ原)
- ① 当年度の支払いについては、12月20日(水)までに会計担当へ請求する。
- ② 1月27日は、会計監査を予定している。
- (6) 事務局(馬場)
- ① 定期総会は、2月28日(水)に変更する。
- ② 定期総会資料の作成については、事務局から12月20日までに統一した様式を送付し、1月10日までに、活動報告及び新年度の活動計画を提出のこととする。取りまとめは、事務局とする。
- ③ 予算については、別途連絡する。
- ④ 認定カードの作成については、理事を対象にしたテスト分の作成を依頼した(6名分)、募集については、ホームページ及びメールングリストにより周知している。
- (7) 認定委員会(鈴木(信)、岩崎)
- ① 平成18年度の秋期認定状況については、事務局へ確認する。
- ② 平成19年度春期募集については、20日までに原稿を作成し、25日頃までにHPにアップする。
- (8) 近畿支部(吉田(博))
- ① 第99回定例研究会
日 時：平成18年11月17日(金)
テーマ：「公開鍵認証基盤と生体認証」
(セキュリティ基盤技術の再復習)
講 師：京阪 昌彦氏(当協会員)
参加者：30名
- ② 第6回システム監査勉強会(予定)
- 日 時：平成18年12月16日(土)
14:00～17:00
場 所：大阪大学中之島センター
2階 講義室1
テーマ：韓国におけるシステム監査の現状と今後の展開
講 師：鈴木会長
- ③ 20周年記念行事については、近畿支部独自のイベントと西日本5支部合同のイベントを検討中。
- <以下、メールでの報告>
- (9) 月例研究会(原)
- 12月月例会の申込み状況は、13日現在、259名である。
- (10) システム監査基準研究会(松枝)
- ① JSOXに対応したシステム管理基準(コントロール) & サブコントロール(実践マニュアルのチェックリスト)の見直し案作成中
- ② 経済産業省へ情報提供
11/21「企業のIT統制に関する調査検討作業部会」に、参考資料として本研究会の「システム管理基準チェック表(COBIT for SOX)」を提供し、力理事が説明を行った。
当作業部会の成果物にどのように反映されるのかは不明。
1月中旬にパブコメが出される予定とのこと。
- ③ FISCへ情報提供
上記作業部会のメンバーであるFISCの監査安全部より依頼があり、「システム管理基準チェック表(COBIT for SOX)」を提供した。
- (11) 法人部会(小野)
- ① 自治体向けセキュリティセミナーのDM、近畿支部にも発送することになった。
- ② 自治体向けセキュリティセミナーのコンテンツ、レビューを続けている。
- ③ 20周年事業への法人部会の計画を26日の部会で検討予定。
- (12) 会報担当(竹下・須田)
- ① 会報94号については、12月12日に発送した。
- ② 次回会報の原稿締め切りは、1月15日
編集担当：吉田(裕)副会長
研究会からの活動報告の特集の予定。
- (13) CSA利用推進(力)
- ① 毎月1回粛々と会合を行っている。現在、入札の資格要件や他資格の認定資格等に入れてもらうための依頼文書作り、次回にレビューを行う。
- ② CSAへの情報発信、情報交流の場としてHPとメールングリストの活性化準備を始めている。

- ③ 次回第6回会合。
12月27日(水)PM6:30-8:00
会場：SAAJ事務局
- (14)中部支部報告(若原)
 - ① SAAJ/JSAG中部支部2006年度合同合宿
日時：2006/11/18、19
内容：
「下呂市における ISMS の取り組みについて」 桂川国男氏
「地方自治体における情報セキュリティ監査」 田中勝弘氏
「岐阜県におけるITガバナンスの取り組みについて」 杉山浩一氏
「第五回日中IT技術者交流会(in 北京&天津)について」 堤薫氏
グループ演習「SAAJとJSAGのこれまでの活動と今後10年も見据えた活動の方向性について」

- (15)北信越支部行事報告(森)
 - ① 石川県例会
1.日時 12月9日(土)13:00-17:00
2.内容
(1)「年度報告、20周年記念、来年度予定」
森 広志
(2)「中国オフショア開発の事例」
森田 清隆 氏
(3)「オフショア開発のための
システム管理基準の応用」
山田 隆 氏

議長 鈴木 信夫
議事録署名人 岩崎 昭一
馬場 孝悦

平成19年度第1回理事会議事録

日時 平成19年1月11日(木) 18:30-20:30
場所 星陵会館 3F会議室
出席者 鈴木(信)、橘和、鈴木(実)、富山、蓮見、三谷、吉田(裕)、馬場、金子、蒲ヶ原、木村、斉藤、櫻井(憲)、桜井(由)、竹下、力、仲、沼野、近畿支部：吉田(博)、勝田、委任者(欠席メールにて議決委任)小野、和良、須田、中山、原、松枝、大石、片岡、渡部、高橋、植野、森、高田、福田

- 1. 議題
 - (1) 審議事項
 - 1) 総会資料(平成18年度事業報告及び平成19年度事業計画)

- 2) 総会理事役割分担
- 3) 総会記念講演講師選定
- 4) 金融庁の公開草案へのパブコメ対応
- 5) 中四国支部の支部長改選
- (2) 報告事項

- 2. 資料
 - ① 総会資料案平成18年度事業報告・概要部(事務局)
 - ② 総会資料案平成18年度事業報告・各部会等報告分(事務局)
 - ③ 総会資料案平成19年度事業計画・全般部(事務局)
 - ④ 総会資料案平成19年度事業計画・各部会等報告分(事務局)
 - ⑤ 差込印刷原稿案「公認システム監査人(CSA)を入札時の資格要件とする追加記載のお願い」(力理事)

- 3. 審議事項
 - (1) 総会資料(平成18年度事業報告及び平成19年度事業計画)について
 - 1) 各部会等からの提出状況
未提出の部会等は至急事務局まで送付願います。
(提出)教育研修委員会、会報、月例研究会、法人部会、システム監査事例研究会、情報システム監査研究会、システム監査基準研究会、個人情報保護監査研究会、20周年記念事業準備PT、北海道支部、北信越支部、中部支部、近畿支部、九州支部、公認システム監査人利用推進部会、東北支部、(未提出)中四国支部
(注意)提出する際には、文書ファイルの属性等を統一するために、12/21の理事会ML「総会資料の作成について」に添付の「18年度総会資料本部各部会.doc」を再利用すること。

- 2) 平成18年度事業報告について
資料①②について検討した。
【決定事項】
 - ・ 資料①には各部会等報告のダイジェスト版を事務局が要約して入れる。
 - ・ 事業報告等に担当者名をどこまで入れるかは主査の判断に任せる。
- 3) 平成19年度事業計画について
資料③④について検討した。各部会横断の活動(例えば内部統制にフォーカスした研究会)があっても良いのではないかとの意見もあったが、具体的に主査が名乗りを上げた時点で検討することとなった。
【決定事項】

- ・資料③の(1)①の表現は“公認システム監査人のさらなる社会的認知を目指す。”とする。
 - ・資料①の内容の変更の要否は、今後、各主査より提出される事業計画の内容により会長と事務局長で判断する。
 - ・各主査は、事業計画にも基づく予算案を1月19日(金)18時迄に会計担当へメールする。それに先立って、会計担当が各主査に昨年の実績値(部会ごとの収入と支出の gross 値)を記載した様式を1月16日(火)迄にメールする。
 - ・予算案はある程度の費目に分けて申請する。
- (2) 総会理事役割分担について
総会当日の出欠の確認がとれていないので、2月の理事会で決定することになった。
【決定事項】
- ・1月19日(金)18時迄に総会当日の出欠を事務局へメールする。
- (3) 総会記念講演講師選定について
次のテーマで、METI関係者に交渉することになった。
【決定事項】
- ・テーマ(仮)「システム管理基準追補版-J-SOX対応」
 - ・交渉担当三谷理事。
- (4) 経済産業省の公開草案へのパブコメ対応
同省の「企業のIT統制に関する調査委員会」がいつれ発表する公開草案へのパブコメ対応について、SAAJの統一見解として対応するか個人的に対応するか等の是非について検討した。
【決定事項】
- ・SAAJとしてのパブコメ対応はシステム監査基準研究会で対応してもらう。事務局から主査に依頼する。
 - ・SAAJの会員が個人名にSAAJ会員と付して対応するのは何ら問題ない。
- (5) 中四国支部支部長改選
【決定事項】
- ・高田支部長の転勤に伴う支部長退任による改選の件を議題として提出し、総会で承認を得る。
4. 理事報告事項
- (1) 櫻井(憲)
- ・金融庁の公開草案のパブコメを1月末を目処に対応しているが、予想以上の意見が寄せられているようだ。
- (2) 勝田
- ・1月27日に会計監査を実施する予定。
- (3) 沼野
- ・月例研究会1月は開催なし。例年2月から4月は開催していないが、可能な月があれば開催を検討したい。
 - ・月例研究会当日の受付アルバイト時給は現在1,500円だが、お金を扱うこともあり気を使うので、予算内の範囲で多少UPさせる予定。
 - ・20周年記念事業準備PTは1月17日に打合せを行う。
- (4) 鈴木(実)
- ・東北支部総会を1月27日に開催する予定。
- (5) 近畿支部:吉田(博) → メール報告もあり
- ・システム監査研究会を12月16日に実施した。
 - ・定例研究会を1月19日に行う予定。
 - ・支部総会は2月に開催予定。
 - ・20周年記念事業について積極的に取り組みたい。
 - ・地方自治体の情報セキュリティ教育等の講師としてCSAを売込むことを検討してみたい。
- (6) 蓮見
- ・個人情報保護研究部会でMETIの個人情報保護ガイドラインのパブコメ対応を行う予定。
- (7) 吉田(裕)
(事例研)
- ・内部統制セミナー(2/3,4,17,18)の募集をかけている。
 - ・システム監査普及サービス(g社)8名のチームで12/26からスタートした。報告会は4月末予定。
 - ・システム監査実務セミナー4日間コース(3/27,28,31,4/1)を予定。
- (会報)
- ・NO.95で研究会特集を予定しているが、近畿支部、中四国支部から投稿があったが、他からも投稿願いたい。(原稿締め切り1月15日)
- (8) 竹下
- ・会報が19年度末で100号を向かえる。特集を検討中である。
- (9) 木村
- ・情報セキュリティ管理基準などへのコメント追加を行っている。レンタルサーバによりWebで書き込みができるように情報共有方法を検討中。成果物については会員内でオープンにする予定。
- (10) 馬場
- ・認定カード12月末締め切り分について業者に発注した。(現在計31名)
- (11) 力

(CSA利用推進)

- 資料⑤を印刷し、中央官庁と地方自治体(計220団体)に送付する。送付に当たっては法人部会の名簿を活用する。
- 今後は、財団法人、学校・団体、民間企業等へも順次送付する予定。
- 会員からの依頼に応じて個別送付も対応する。
- HPやメーリングリストを活用してCSAの情報共有の場作りも検討する予定。

(12)鈴木(信)

- KISAAのKyungduck Lee名誉会長が急逝されました。1月10日9時からの葬儀には協会3役ともに都合がつきませんでしたので、弔電を打つと共に花輪をお送りした。
- 12月26日に、経済産業省商務情報政策局情報処理振興課、小川要課長補佐ほか2名のご担当が協会事務局を訪問され、同課が検討中の「情報処理技術者試験制度の改革の方向性について(試案)」の説明を受けた。SAAJからは鈴木会長、橘和副会長、馬場事務局長が対応し、システム監査の現状、協会の現状について説明をした。
- 継続教育実績申告の提出状況は順調である。

<以下、メールでの報告>

(13)松枝

「システム監査基準研究会」

- JSOXに対応したシステム管理基準(コントロール)&サブコントロール(実践マニュアルのチェックリスト)の見直し案作成
- メンバーで分担して原案作成中で、1/16にレビュー予定です。

(14)吉田(博)

近畿支部の報告事項は、下のとおりです。

●第6回システム監査勉強会

日時:平成18年12月16日(土)14:00~17:00

場所:大阪大学中之島センター

2階 講義室1

テーマ:韓国におけるシステム監査の現状と今後の展開
~システム監査の法制化は

どこまで"進んでいるか~

講師:鈴木 信夫(当協会会長)

参加者:12名

●第100回定例研究会(予定)

日時:平成19年1月19日(金)18:30~20:30

場所:国際カンファレンスプラザ会議室

(大阪市中央区)

テーマ:「内部統制の諸相」

講師:木村 安寿(当協会会員)

(15)福田

以下、九州支部からの報告事項です。

●平成18年度九州支部総会兼12月度月例会(第195回)

日時:平成18年12月23日(土)13:00~17:00

会場:福岡市早良市民センター視聴覚室

内容:ビデオ視聴(13:05-14:55)

第123回月例研究会「事業継続とシステム監査について」

九州支部総会(15:00-17:00)

平成18年度事業報告、平成19年度事業計画

平成19年度役員改選、SAAJ20周年事業計画

発表・報告

- 国際標準化機構(ISO)「ソフトウェア資産管理(SAM)」標準化全国セミナー in 福岡(日経産業新聞フォーラム)

●今後の月例会開催予定

1月度

日時 1月27日(第4土曜日)13:00-17:00

会場 福岡市早良市民センター第1会議室

内容 ビデオ視聴 第125回月例研究会

「ITSMS(ITサービスマネジメントシステムISO20000)の概要と事例から学ぶ構築のポイント」ほか

2月度

日時 2月24日(第4土曜日)13:00-17:00

会場 福岡市早良市民センター視聴覚室

3月度

日時 3月24日(第4土曜日)13:00-17:00

会場 福岡市早良市民センター視聴覚室

(16)小野

法人部会からの報告です。

- 会報担当から依頼のありました次号での法人企業紹介は、新入会の2社(コガソフトウェア様、システムシンク様)に依頼しております。期限までにお送りする予定です。
- 20周年記念事業については、プロジェクト全体の企画が固まった後、それに合うような活動を行います。
- 自治体向けセミナーのコンテンツ見直しを続けています。

議長 鈴木 信夫
議事録署名人 桜井由美子
馬場 孝悦

(投稿) 公認システム監査人レポート

独立系の公認システム監査人が、情報セキュリティ、企業改革法、会社法改正などの大波小波に乗りながら活動していく様子をお伝えします。

公認システム監査人 No.898 竹下 和孝

IT活用に関する人材育成

1. IT 経営応援隊事業

経済産業省が推進する事業に、経営者研修・CIO研修というものがあります。

「IT経営応援隊」の事業として全国で推進しているもので、昨年の事業に研修講師として参加する機会を得ました。「IT経営応援隊」は中小企業の経営改革をITの活用により実現することを応援するため、中小企業の戦略的情報化を促進することが目的です。地域産業振興のためには、地域経済の中核を担う中小企業を支援するため、2004年に発足しました。

ITコーディネータ制度の浸透とともに、このような地域の中小企業の業績改善や業務効率化を加速するため、従来の政府及び政府機関だけでなく、中小企業支援機関や民間事業者、ならびに金融機関・自治体、中小企業におけるIT化支援の専門家等の参画が必要である。従って、多数の関係者が連携することで、IT活用による経営改革を推進しようとする中小企業に対し、重点的に支援するという主旨で活動しています。IT経営応援隊は、2006年度までの3年限定のプロジェクトです。

経営者研修は、事業環境分析、経営戦略策定、IT戦略企画作成を演習し、実際に、当該企業の計画と一緒に作り評価することが特徴です。CIO研修ではさらに、ITベンダに協力を依頼する場合のRFPの作成、提案・納品物の評価や委託先管理監督のポイントなどを実習します。

2. IT 経営百選

「IT経営百選は、経営戦略やITの活用実態が優れ、中小企業経営者の目標となるような企業を選出し、事例として提供しています。」(IT経営百選のHPより)

第1回目は平成16年度に選考され、111の企業・団体が平成16年度「IT経営百選認定企業」として選ばれています。第2回目は平成18年度で、160の企業・団体が平成18年度「IT経営百選認定企業」として選ばれています。

なお、平成17年には、IT経営成熟度向上プログラムとして、中小企業の経営革新とIT技術の高度活用を図るためにはどのような視点が必要であるかを明らかにする仕組みが実施されています。具体的には、平成16年度IT経営百選より選出された奨励賞、IT活用賞企業のうち20社を対象としてヒアリングを行い、1ランク上のカテゴリーに到達することを目標とした場合、どのような行動が必要かという点の整理を行なった、と報告されています。

次の資料がIT経営百選HPから閲覧できます。

平成16年度「IT経営百選認定企業」の一覧、評価ポイント

平成17年度IT経営成熟度向上プログラムの成果物

平成18年度「IT経営百選認定企業」の一覧、評価ポイント

3. IT 活用に関する人材育成

経営者研修・CIO研修、IT経営百選が、経営者や幹部に対する意識付け、動機付けを狙っているのに対し、その実践を担うエンジニアを育成する情報処理技術者試験が、見直しされようとしています。その背景には、ITSSとITILの普及があるといえます。

ITSS (IT Skill Standard) は、2002年に公表されたIT人材のスキル体系で、ITサービスに係わるプロフェッショナル教育・訓練などの「ものさし」として活用されてきました。

個人がプロフェッショナルなキャリアパスを描くだけでなく、個人ITサービスを提供する企業、行政機関での人材育成、研修サービス提供機関での教育訓練プログラムの指標、IT人材育成支援策や電子政府構築に関する政府調達での人材能力評価の指標としての活用が勧められてきました。

一方ITILは、ITサービスに関わるマネジメントを体系的に整理し、英国で策定されました。ITサービスのベストプラクティス（成功事例）として紹介され、これをベースにISO20000が制定されました。すでに、事実上の国際標準として、さまざまな組織体や企業で採用され、システム運用体制の見直しに活用されつつあります。

ITILファンデーションは、ITILの基礎知識があることを証明する制度ですが、すでに10,000人以上が取得するほどです。システムの運用に関する業務を担当する場合には、ITILを知っていることが当然という勢いでもあります。それだけITILは具体的な実施手順を整理しています。

したがって、ITSSはバージョン2としてITILをベースにしたものが検討されています。

4. 内部監査とシステム監査

情報セキュリティに対するISMS、ISO/IEC27001やPマークの取得と運用などの取り組みが強化され、加速されるにつれて、内部監査としての監査が求められています。ここでニーズの高い内部監査は、マネジメントシステムの構築、運用、維持に関する監査であり、ISO/IEC 27001やJISQ15001という規格要求事項、法令ガイドライン、取引先との契約や組織の方針として定めたルールを順守しているかという監査です。システム監査もその中に含まれますが、技術的なイメージが強いためか、内部監査のニーズの高まりと比べると、システム監査への引き合いは高くないようです。

同時期に内部統制に関する監査の需要が急拡大しているため、システム監査のニーズを見えなくしているのかもしれませんが。

公認システム監査人は、事業主・経営者として活動するわけですから、どのタイプの監査を主軸とするかによって準備態勢も異なります。

スポット的な一時監査か、継続的な監査か。

業績向上に明示的に寄与する監査か、損害の発生を予防、拡大防止する監査か。

上記のような人材育成制度、新しいマネジメントの体系、および経営者や組織幹部の意識が進歩していくと、監査に対する期待も変化します。

公認システム監査人は、支援組織に対する評価や助言だけでなく自分自身の活動や業務についても、少なくとも時代の変化を先取りして評価を加えて業務改善したいものです。

*公認システム監査人の活動報告

このコラムは、2006年以降で、第5稿です。

①監査ニーズの高まり（89号）②米国MB賞受賞企業研究（91号）

③もっと気楽にCSA（93号）④情報技術のないリスク（熊野古道での体験）（94号）

*公認システム監査人特集（会報では、CSA報告の特集を掲載しています）

会報81号2004.10 CSA 3氏の活動報告

会報87号2005.10 CSA（岩崎、三橋）2氏の活動報告、CSA統計、アンケート

会報93号2006.10 CSA（竹下、片岡、須田）3氏の報告、CSA合格記（早川氏）、部会

第9回システム監査実務セミナー受講者募集のご案内
システム監査未経験の皆様へ
システム監査実践セミナーに参加し、システム監査の実際を体験してみませんか!!

NPO法人日本システム監査人協会では、設立目的のひとつである「システム監査人の実務能力の維持・向上」のため、下記の日程で第9回のシステム監査実務セミナーを開催いたします。

このセミナーは、当協会が既に19回の開催実績を重ねる、「システム監査実践セミナー」(1泊2日コース)の内容を拡張・充実し、前半(1泊2日)、後半(1泊2日)の延べ4日間で実施する、本格的なシステム監査実務セミナーです。

本セミナーでは、当協会事例研究会で実施したシステム監査普及サービスの事例を教材とし、実践で得たノウハウを会員の皆様と共有することを目標にしています。また、このセミナーを受講し、事後課題を提出頂きその内容が適切と判断された場合には、当協会が認定する公認システム監査人の必要なシステム監査実務を1年間経験したものとみなされます。

システム監査技術者試験には合格したものの、システム監査を経験されていない会員の皆さん、この機会を利用してシステム監査の実際を体験し、システム監査能力の向上を図りましょう。非会員の方も大歓迎です。多くの皆さんの参加をお待ちしています。本セミナーは、以下の資格をお持ちの方の認定セミナーでもあります。

・ITコーディネータ対応専門知識研修コース

(1年度間上限なしで換算できる学習時間22時間。知識ポイント：5.5ポイント相当)

記

1. 日時 (前半) 平成19年3月24日(土)～25日(日)
 第1日目 10:00～20:00 第2日目 9:00～15:00
 (後半) 平成19年3月31日(土)～4月1日(日)
 第1日目 10:00～20:30 第2日目 9:00～15:00
 *参加は、前半、後半の通しとし、どちらか一方のみの参加は出来ません。
2. 場所 幕張OVTA(海外職業訓練センター)
 〒261-0021 千葉市美浜区ひび野1丁目1番地 電話番号：043-276-0211
3. 費用 会員：168,000円、非会員：189,000円
 (費用には、教材費、宿泊費、食事費、消費税を含みます。)
 テキストとして日本システム監査人協会編「情報システム監査実践マニュアル(第2版)」(工業調査会 定価4,800円税別)が別途必要となります。受講申し込みと同時に「情報システム監査実践マニュアル(第2版)」の購入をご希望される方には、4,000円(税込)にて頒布いたします。
4. セミナー内容 事例研究会が実施したシステム監査普及サービスをケーススタディとして取り上げます。4～5人程度のグループにわかれ、監査依頼事項の確認、トップインタビュー、監査テーマ・監査計画の作成、予備調査、本調査、監査報告の実際を、4日間のセミナーを通して体験して頂きます。
5. 講師 事例研究会メンバーのシステム監査普及サービス経験者6名(予定)
 講師は監査手順の解説・指導の他、被監査企業の社員の役割も演じます。
6. 募集対象者および人員 日本システム監査人協会会員(法人会員を含む)、システム監査技術者試験合格者あるいは同等の能力を持つ方、システム監査に従事されている方及び今後予定されている方
 定員20名(最小催行人員10名)
7. NPO法人日本システム監査人協会 システム監査実務セミナー 事務局担当 清瀬秀隆
 ※下記の参加申込書を記入の上E-Mailでお申込下さい。(E-Mail: key_bo@nifty.com)
 申し込み期限 平成19年3月5日(月)
 問い合わせ NPO法人日本システム監査人協会 システム監査実務セミナー
 事務局担当 清瀬秀隆 E-Mail: key_bo@nifty.com

 NPO法人日本システム監査人協会 第9回システム監査実務セミナー参加申込書

年 月 日

- ①会員NO。(法人会員の場合は法人名)：
- ②所属企業名：
- ③参加者氏名：
- ④資料送付先：
 住所 〒 (宛名)
- ⑤連絡先 E-MAILアドレス： (電話No. FAX-No.)
- ⑥請求書発行希望： あり(宛先：所属企業名 / 参加者名) / なし
- ⑦当協会主催のシステム監査実践又は実務セミナー参加経験： あり(年月) / なし
- ⑧システム監査実施経験： あり / なし ⑨テキスト購入希望： あり / なし
 (テキスト：日本システム監査人協会編「情報システム監査実践マニュアル」をお持ちでない方には、市販価格の2割引(4,000円税込)で頒布いたします。購入希望の方は、受講料にテキスト費用を加えてお振込み下さい。)

総会案内

下記のとおり第6期通常総会のご案内が出されています。
総会出席資格は、会員規定により、当該期末に在籍し当年度会費を納付済みの会員となります。

会員各位

平成19年 1月26日
NPO 法人日本システム監査人協会
会長 鈴木 信夫

第6期通常総会のご案内

日本システム監査人協会の表記通常総会を、下記の通り開催致します。
万障お繰り合わせのうえ是非ご出席下さい。総会終了後に例年どおり懇親会を予定しております。ご欠席の連絡を2月14日(水) (当日消印有効) までにご返送下さい。
ご欠席の際は返信用はがきの委任状の欄に自筆にて記入をお願い致します。規約により総会成立には出席権保有会員の過半数の出席または委任状が必要です。委任状の提出にご協力をお願い致します。

また、返信はがきで会員名簿の更新をしております。お手数ですが、変更の有無にかかわらず、連絡先、勤務先、メールアドレスの最新情報を記入してご返送下さい。

記

1. 日 時 平成18年2月28日(水) 13時30分～17時30分
2. 場 所 東京都江東区豊洲1-1-1 日本ユニシス(株) 29階大会議室
(地下鉄有楽町線豊洲駅徒歩10分)
3. 議事日程

13:30	開 会	
13:35	記念講演	「内部統制評価監査制度に向けたシステム管理基準追補版のポイント」
	講 師	経済産業省商務情報政策室情報セキュリティ政策室 技術係長 金井秀紀 氏
		大阪大学大学院特任教授 原田要之助 氏 (企業のIT統制に関する調査検討委員会委員)
15:30	通常総会	1. 定款変更の件 2. 平成18年度 事業報告の件 3. 平成19年度 事業計画の件 4. 平成19年度 予算の件 5. 中四国支部理事改選の件
		審議事項の概要は、別途会員メールで送信します。
17:30	閉 会	
4. 懇親会 18:00より同フロアにて開催。(会費 3,000円)
※ 当日、受付にて年会費の入金を受け付けます。ご利用下さい。
※ 継続教育認定時間 4時間×1.5 種別a

《編集後記》

新しい年を迎え、会員の皆さんも、それぞれ新年の計画を立てられていることと思います。

今回の会報の特集は、研究会活動を取り上げました。各研究会各々活発な活動を行っておりますので、本特集記事がきっかけとなって各研究会の実像を理解して頂き、多数の会員が、新たに研究会活動に参加されることを念願しております。(HY)

訃報

KISAA (Korea Information Systems Audit Association、韓国システム監理協会)
名誉会長の Kyungduck Lee 氏が、2007年1月8日に逝去されました。
1月10日の葬儀には、当協会から参列できませんでしたが、花輪をお送りいたしました。
昨年9月に来日され、韓国のシステム監査状況についてご講演いただきました。
SAAJとの交流を始めた矢先で大変残念です。
ここに謹んで会員の皆さまにご報告いたしますとともに、ご冥福を祈ります。

発行所 特定非営利活動法人 日本システム監査人
協会

発行人 鈴木 信夫

事務局 〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町2-8-8

共同ビル(市場通り)6階65号室

TEL. 03(3666)6341 FAX. 03(3666)6342

事務局メール: saajk1@titan.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.saaj.or.jp/>

会報担当委員

竹下 和孝

須田 勉

木村 陽一

藤野 明夫

山田 正寛

富山 伸夫

吉田 裕孝

仲 厚吉

森本 哲也

※会員のみなさまからの投稿(連載、随筆等何でもOK)を募集します。記名記事は薄謝進呈します。書籍紹介欄もありますので、執筆されたかたはお知らせ下さい。

会報担当メール: saaj-kaihoh@yahooogroups.jp